

安来市立小中学校適正配置基本計画 (案)

～安来市立小中学校の目指す望ましい教育環境の整備に向けて～

安来市教育委員会

令和5年11月

はじめに

安来市教育委員会

教育長 秦 誠司

現在の子どもが成人する頃の社会は、情報化社会の進展、グローバル化、人口減少、少子高齢化など様々な分野において急激に変化し、予測困難な時代とも言われています。このような社会において、子ども一人一人が持続可能な社会の担い手として、質的な豊かさを伴った個人と社会の成長につながる新たな価値を見いだす「生きる力」の育成が求められています。

「生きる力」とは、確かな学力、豊かな人間性、健康・体力とされています。中でも、確かな学力とは、単に教科や知識を習得することだけでなく、主体的に、関心を持ち、粘り強く学びに向かう力や知識を関連付けたり比較したりして、多様な人間との対話を通して、深い理解につなげ、思いや考え方を創造し、伝える力等とされています。このような力がこれからの時代に必要な資質・能力です。また一定の集団のなかで、学校行事や諸活動で多くの人と関わりながら様々な体験活動や、特別の教科道徳を要とした道徳教育を充実させ、豊かな心や健やかな体を育成することも重要です。

これまで、外部の委員に参画いただき、安来市教育政策推進会議や安来市小中学校適正配置審議会でも、「子どもの育ちと学び」「学校と地域との協働」「学校施設の整備・管理」「学校の規模・配置」の4つの視点から、総合的に検討、審議を重ねていただきました。

また、これまでも地域の方には学校に対し多くの支援をいただいております。今後はさらに「地域とともにある学校づくり」のため、学校運営協議会を設置することやふるさと教育を充実させ、地域に居住する子どもたちと地域住民を含めた人づくりを進め、地域総がかりで「子どもの育ち」を支えていかなければなりません。

学校の適正配置の検討は、単に児童生徒数の減少や校舎の老朽化などの課題を解決することが目的ではなく、よりよい教育環境を確保し、教育の質の向上や充実を目指しています。学校の再編だけでなく、総合的な教育環境の整備を行い、次の世代を担う安来の子どもたちを育成する活力ある学校づくりを着実に進めてまいります。

はじめに

目次

1. 基本計画策定の目的	1
2. これまでの経過	1
3. 安来市立小中学校の現状と教育環境の課題	2
(1) 安来市の人口推計及び人口動態	
(2) 安来市立小中学校の児童生徒数の推移	
(3) 全国学力・学習状況調査	
(4) 市民からみた学校について感じていること	
(5) 小規模校のよさと課題	
(6) 学校施設の状況	
4. 安来市が目指す学校教育	18
5. 望ましい教育環境を実現させるための基本的な考え方	19
(1) 令和の時代に生きる子どもの「育ち」「学び」	
(2) 学校と地域との連携・協働	
(3) 学校施設の整備・管理	
(4) 通学的手段と安全確保	
6. 小中学校の適正規模・適正配置の基本的考え方	26
(1) 計画期間	
(2) 安来市の実態に応じた規模・配置	
(3) 再編に向けての基準と考え方	
7. 学校再編の具体的な枠組み	28
(1) 学校再編の枠組み	
(2) 学校再編の個別像	
8. 今後の進め方	37
9. 今後検討を要する事項	40
(1) 第三中学校について	
(2) 個別の調整について	
資料	41
資料1 安来市小中学校適正配置基本方針（概要版）	
資料2 安来市内小中学校の学校別 児童生徒数の推移	
資料3 諮問書	
資料4 安来市小中学校適正配置審議会条例	
資料5 安来市小中学校適正配置審議会 協議内容	
資料6 安来市小中学校適正配置審議会 委員名簿	

1. 基本計画策定の目的

安来市の学校教育は、安来市教育大綱の基本理念である「ふるさとを愛し、未来をたくましくきり拓き、社会に貢献する心豊かな人づくり」に向け、子ども達の「生きる力」を育み、子どもの育ちを支えるため、学校だけでなく家庭・地域とも連携をし、社会全体で教育に取り組んでいます。

しかし、現在の子どもたちが成人する頃の社会は、グローバル化、情報化、急激な技術革新に加え、人口減少、少子高齢化がさらに進展するなどの様々な課題があり、予測困難な時代と言われています。また、学校ではいじめや不登校、貧困など課題はより複雑で困難になってきています。子どもたちがさまざまな課題を解決しながら生きていくために必要な資質・能力を育み、子どもたちに「生きる力」をつけなければなりません。

このように社会が大きく変わる変革期において、次の時代を見据え、予測困難な時代に一人一人が次の世代の担い手となるための教育を目指し、安来市の総合的な教育環境の整備を進めることを目的としています。

2. これまでの経過

令和3年度に策定した「安来市立小中学校適正配置基本方針（以下、基本方針）」に基づき、安来市小中学校適正配置審議会へ「安来市小中学校適正配置基本計画（以下、基本計画）」について諮問し、答申を受けました。

安来市教育委員会として、この答申を尊重しながら総合的に検討し、今後の適正配置に関する具体的な方向性を示す基本計画を策定しました。

図表1 基本計画策定までの経過

令和3年度	教育政策推進会議設置 「安来市立小中学校適正配置基本方針」 策定
令和4年度	安来市小中学校適正配置審議会設置 安来市小中学校適正配置審議会 諮問 安来市小中学校適正配置審議会（9回） 審議会会長 講演会 「安来市立小中学校適正配置基本方針」説明会（52回）
令和5年度	審議会主催 住民との意見交換会（5回） 安来市小中学校適正配置審議会（3回） 安来市小中学校適正配置審議会 答申 「安来市立小中学校適正配置基本計画（案）」説明会（4回） パブリックコメント実施 「安来市立小中学校適正配置基本計画」 策定

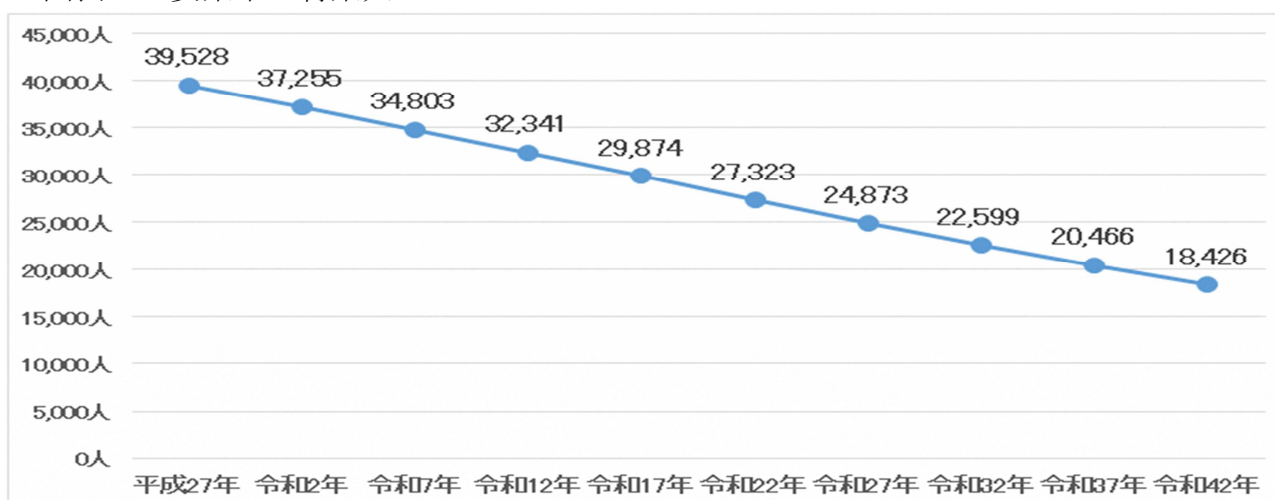
3. 安来市立小中学校の現状と教育環境の課題

(1) 安来市の人口推計及び人口動態

安来市の将来人口については、安来市人口ビジョン(平成27年10月策定)において、令和42年まで、国立社会保障・人口問題研究所の推計方法を用いた推計結果に基づき算出されており、減少傾向が続く見通しとなっています。

人口ビジョンを策定した平成22年度の推計では、人口は、令和2年は3.8万人、令和12年は3.3万人、令和22年は2.9万人とされていましたが、現在は、図表2にあるように、令和2年の実績値が3.7万人であり、令和12年は3.2万人、令和22年は2.7万人と推計され、人口減少がさらに加速しているといえます。

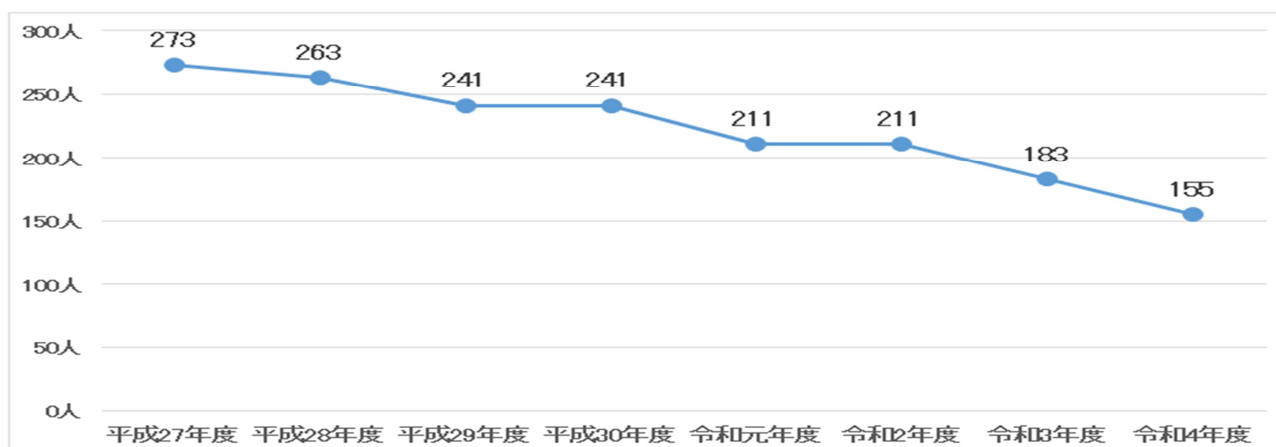
図表2 安来市の将来人口



(「第2次安来市総合計画(後期基本計画)」より作成)

また、出生数についても、図表3にあるように減少傾向が続いています。

図表3 近年の出生数



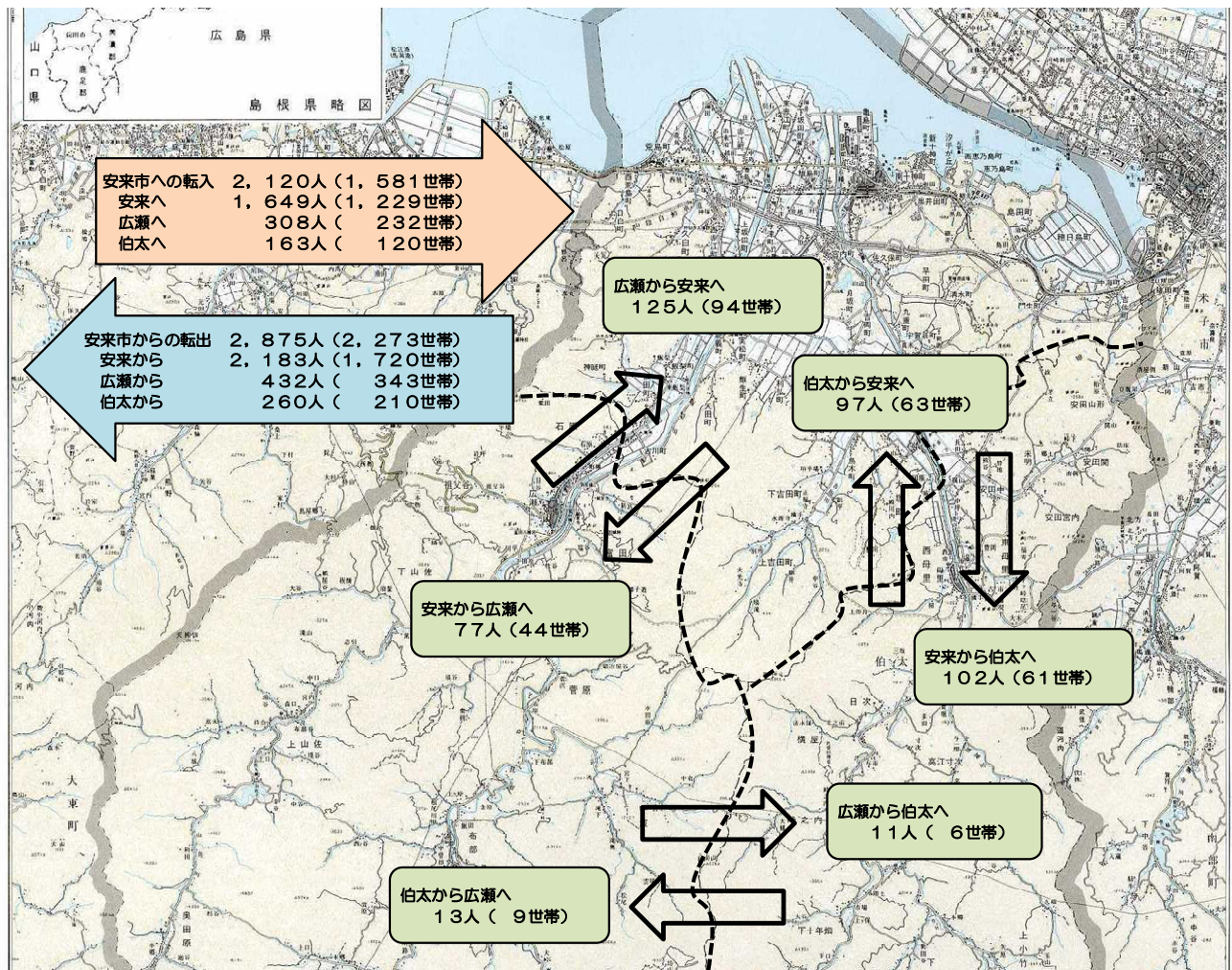
(安来市まち・ひと・しごと創生総合戦略より抜粋)

次に、市内外における人口動態については、図表4にあります令和元年度から令和3年度までの3カ年について、調査しました。

市内への転入は、3カ年の合計で2,120人、市外への転出は2,875人となっており、転出人数が転入人数を上回っている状況です。また、安来エリア、広瀬エリア、伯太エリアの全てのエリアにおいて、同様な状況となっています。

市内における転居については、安来エリア、広瀬エリア、伯太エリアのエリア間での移動に大きな差はなく、総じて同規模の移動となっています。また、広瀬エリア、伯太エリア間の移動は少ない状況です。

図表4 過去3カ年(令和元年度～令和3年度)における安来市の人口動態



(安来市教育委員会作成)

(2) 安来市立小中学校の児童生徒数の推移

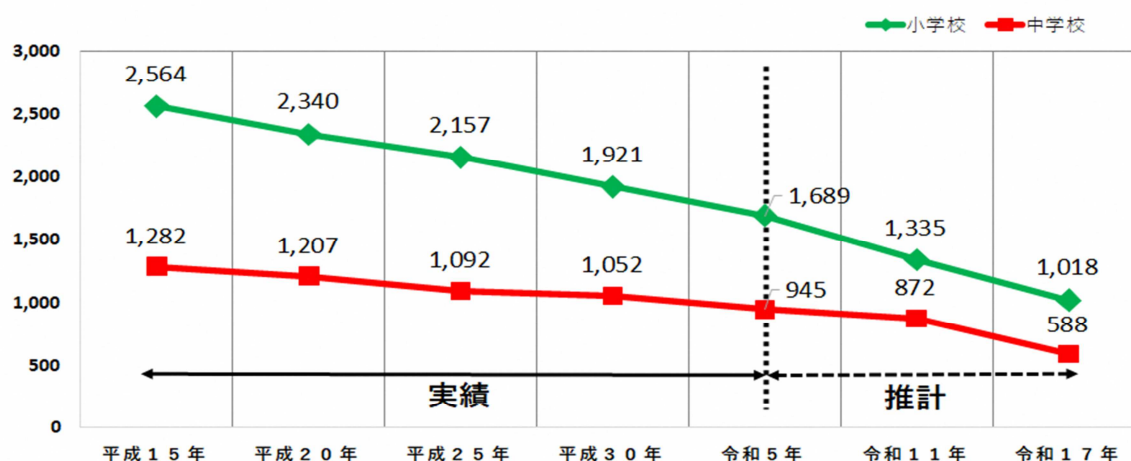
児童生徒の推移と今後の見込みについては、図表5のとおりであり、児童生徒数が平成15年度は3,846人だったものが、令和5年度は2,634人となり、市町村合併前の平成15年度に比べ1,212人減（増減率△31.5%）となっています。

また、出生数から推計した令和11年度は2,207人と見込まれ、令和5年度に比べて427人減（増減率△16.2%）と推計されます。

<児童生徒数の推計の考え方>

- ・社会増減は含まない。
- ・特別支援学級の児童及び生徒は、各学年に含める。
- ・令和13年度までは島根県児童数及び標準学級数調べ（R5.5.31現在）の数値による。
- ・令和14年度からは令和13年度の児童生徒数に基づき推計する。

図表5 児童生徒数の推移



(安来市教育委員会作成)

図表6 小中学校の児童生徒数の推移と推計

区分	平成15年度	令和5年度	令和11年度	令和17年度
安来	2,610人	1,942人	1,705人	1,290人
広瀬	766人	391人	272人	169人
伯太	470人	301人	230人	147人
合計	3,846人	2,634人	2,207人	1,606人
小学校計	2,564人	1,689人	1,335人	1,018人
中学校計	1,282人	945人	872人	588人

(安来市教育委員会作成)

学級数の現状については、図表7及び図表8のとおりであり、令和5年度の児童生徒数の現状により、市内小学校17校の内、7校において複式学級があります。小学校においては、今後の見込みから、複式学級の増加や、児童が不在となる学年が出てくるなどさらに学級数が減少していくと予測されます。

図表7 小学校の児童数及び通常学級数の状況（令和5年度）

※令和5年5月1日現在の数値

（上段：学級数、下段：児童数）

区域	学校名	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
安来	十神小	3	2	2	2	2	2	13
		61	59	56	61	54	57	348
	社日小	1	1	1	1	1	1	6
		26	25	35	28	27	27	168
	島田小	2	1	1	1	1	1	7
		33	32	26	26	21	21	159
	宇賀荘小	1	1	1	1	1	1	4
		7	7	8	6	10	6	44
	南小	1	1	1	1	1	1	6
		6	9	9	13	11	8	56
	能義小	1	1	1	1	1	1	6
		11	11	14	5	9	10	60
	飯梨小	1	1	1	1	1	1	3
5		3	5	8	2	5	28	
荒島小	1	1	1	1	1	1	6	
	22	30	20	34	33	25	164	
赤江小	2	1	2	1	2	2	10	
	35	30	41	33	52	43	234	
広瀬	広瀬小	1	1	1	1	1	1	6
		32	35	34	27	35	35	198
	比田小	1	1	1	1	1	1	3
		3	3	5	3	4	5	23
	山佐小	1	1	1	1	1	1	3
2		1	1	1	5	1	11	
布部小	1	1	1	1	1	1	3	
	2	1	4	3	2	2	14	
伯太	安田小	1	1	1	1	1	1	6
		9	10	16	13	8	18	74
	母里小	1	1	1	1	1	1	6
		10	9	11	10	14	11	65
	井尻小	1	1	1	1	1	1	3
		3	3	3	1	4	3	17
赤屋小	1	1	1	1	1	1	3	
	5	4	3	1	4	9	26	
小学校計	15	12	12	11	12	12	74	
	6	6	7	7	7	7	20	
	272	272	291	273	295	286	1,689	

（「学校基本調査」より作成）

中学校においては、第二中学校と伯太中学校で1学年2学級以上編制できない状況です。他の中学校においても、生徒の今後の見込みから、学級数についてはさらに減少していくものと見込まれます。

令和5年度は、全生徒数945人のうち第一中学校に446人が在籍し、全体の約47.0%を占めている状況ですが、今後は第一中学校でも生徒数の減少が見込まれ、1学年につき3学級から4学級になる見込みです。

図表8 中学校の生徒数及び通常学級数の状況（令和5年度）

※令和5年5月1日現在の数値

（上段：学級数、下段：生徒数）

区域	学校名	1年	2年	3年	計
安来	安来一中	5	5	4	14
		158	159	129	446
	安来二中	1	1	1	3
		24	26	31	81
	安来三中	2	2	2	6
		55	48	51	154
広瀬	広瀬中	2	2	2	6
		52	44	49	145
伯太	伯太中	1	1	2	4
		37	35	47	119
中学校計		11	11	11	33
		326	312	307	945

（「学校基本調査」より作成）

安来市には、市立の小中学校があり、令和5年度現在では、小学校17校、中学校5校の計22校が市内に配置されています。

中学校校区ごとにある小学校は図表9及び図表10のとおりです。

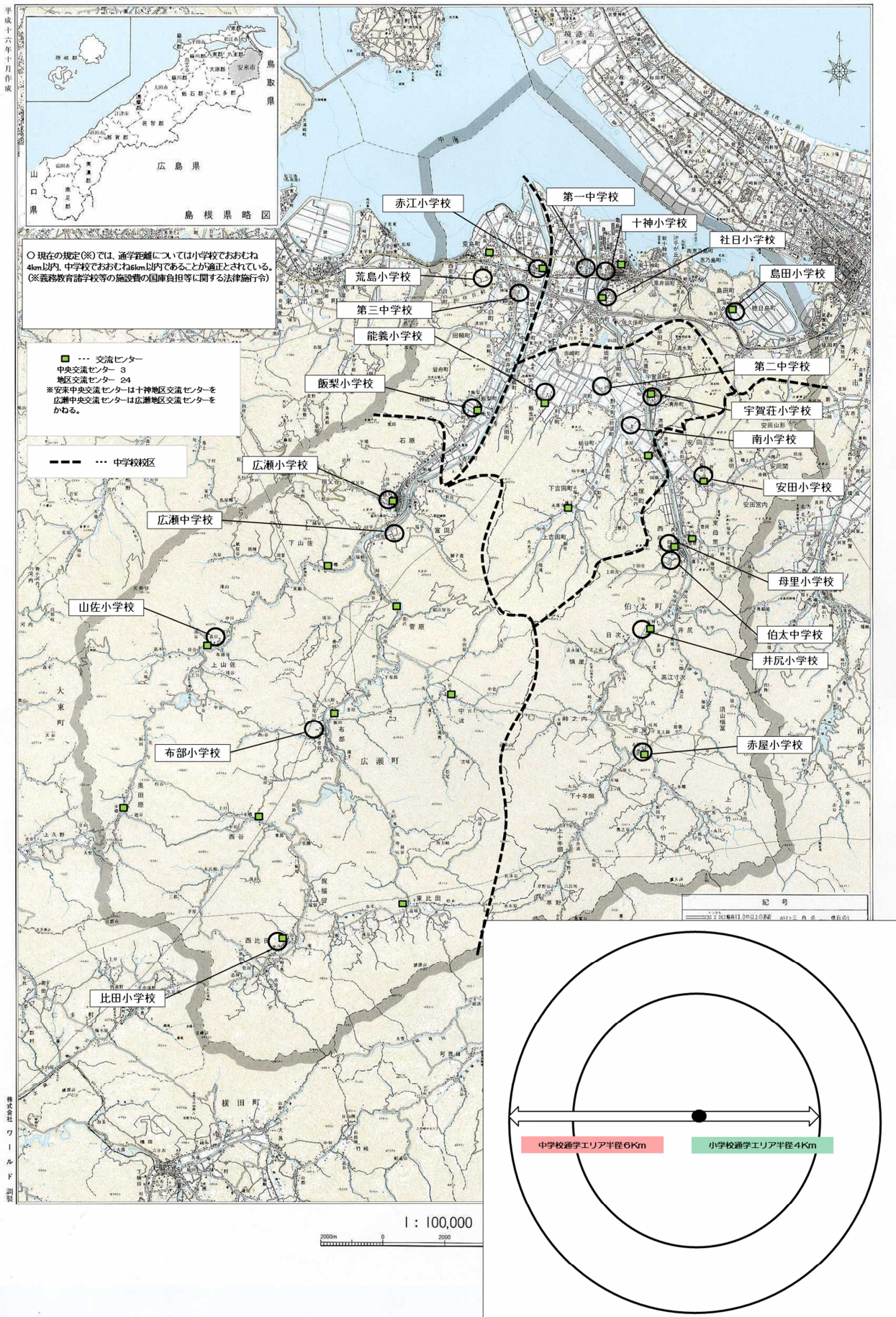
図表9 中学校校区ごとにある小学校

学校名	校区内の小学校	校区内の小学校数
第一中学校	島田小、社日小、十神小、赤江小（※）	4校
第二中学校	宇賀荘小、能義小、南小	3校
第三中学校	赤江小（※）、荒島小、飯梨小	3校
広瀬中学校	比田小、広瀬小、布部小、山佐小	4校
伯太中学校	赤屋小、井尻小、母里小、安田小	4校

※赤江小学校については、第一中学校校区と第三中学校校区に分かれる。

スクールバスを利用している学校は、比田小、布部小、山佐小であり、イエローバスを利用して登下校している学校は、島田小、南小、広瀬小、赤屋小、安来一中、安来二中、広瀬中、伯太中です。

図表 10 安来市立小学校・中学校の配置図



(安来市教育委員会作成)

児童生徒数による学級編制、及び教員の配置については、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（第3条）に基づき定められています。

公立の義務教育諸学校の学級は、同学年の児童又は生徒で編制するものとされています。ただし、児童又は生徒の数が著しく少ないか、その他特別な事情がある場合においては、複数学年の児童又は生徒を1学級に編制することができるとされています。

第三条 公立の義務教育諸学校の学級は、同学年の児童又は生徒で編制するものとする。ただし、当該義務教育諸学校の児童又は生徒の数が著しく少ないかその他特別な事情がある場合においては、政令で定めるところにより、数学年の児童又は生徒を1学級に編制することができる。

また、同法律第3条2項では、都道府県ごとの、公立小学校又は中学校の1学級の児童又は生徒数の基準は、図表11に示した数を基準として、都道府県の教育委員会が定めるとされています。

図表11 学級編制の区分と1学級の児童又は生徒数

学校の種類	学級編制の区分	1学級の児童又は生徒の数
小学校	同学年の児童で編制する学級	40人 (第1学年の児童で編制する学級にあつては、35人) (令和3年度から5年間で段階的に2年生から6年生までを35人に引き下げる)
	二の学年の児童で編制する学級	16人 (第1学年の児童を含む学級にあつては、8人)
中学校	同学年の生徒で編制する学級	40人
	二の学年の生徒で編制する学級	8人

島根県教育委員会では、上記の国の制度に基づき、独自に以下の学級編制基準を設けています。(複式学級の手引き 令和2年3月 島根県教育委員会より)

- 島根県の学級編制基準（令和4年度～）
- ・小学校第1学年 ⇒ 30人学級編制
 - ・小学校第2学年 ⇒ 32人学級編制
 - ・小学校第3～6学年 ⇒ 35人学級編制
 - ・中学校第1学年 ⇒ 35人学級編制
 - ・中学校第2、3学年 ⇒ 38人学級編制

くわえて、中学校においては、特別支援学級を除き、8人以下であってもすべて「単式学級」として編制され、現在、中学校においては、複式学級は存在していません。

また、小学校においては、すべて1・2年、3・4年、5・6年の組合せにより、複式学級が編制されています。

複式学級（小学校）については、以下の基準を設けています。

- 島根県の複式学級の編制基準（令和2年度～）
- ・小学校第1・第2学年の合計人数 ⇒ 8名以下となった場合
 - ・小学校第3・第4学年の合計人数 ⇒ 16名以下となった場合
 - ・小学校第5・第6学年の合計人数 ⇒ 16名以下となった場合

教員の配置については、学校の規模及び状況に応じて、配置される教員の人数は変更となります。

図表12にある教職員定数の配当は標準を表しています。

図表12 公立小・中学校等教職員定数配当表

標準学級数	小学校及び義務教育学校（前期課程）	中学校及び義務教育学校（後期課程）	備考
3学級	5名	8名	左記の基礎定数に加え、少人数指導、児童生徒支援、特別支援教育などの加配により増となる
6学級	8名	11名	
10学級	13名	18名	
13学級	16名	21名	

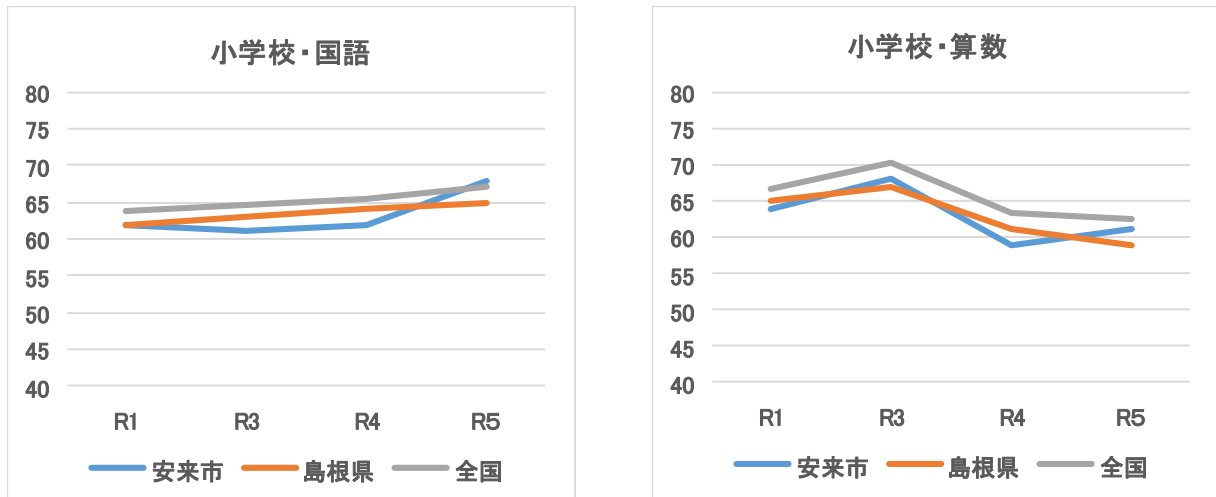
（公立小・中学校等教職員定数配当表より（抜粋））

(3) 全国学力・学習状況調査

図表 13 にあるように、小学校では、国語、算数とも全国や島根県の正答率と比較すると年度によって変化はありますが、令和 5 年度は改善が見られます。

基本的な知識、技能については定着してきていますが、国語の「書くこと」、算数の問題の解答の仕方や考え方を記述することに課題が見られます。

図表 13 教科の調査結果（小学校 6 年生）

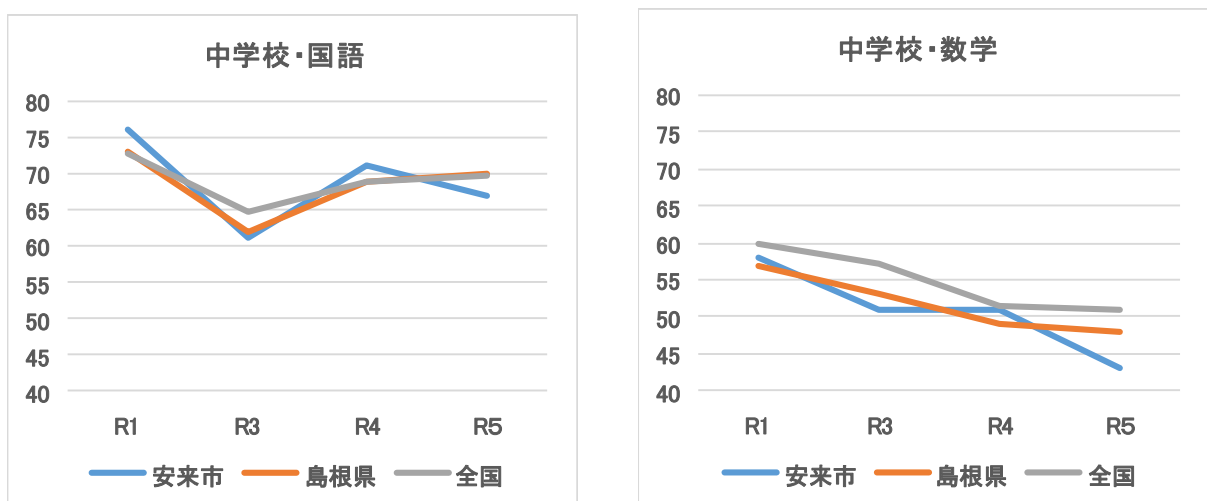


(「全国学力・学習状況調査」より作成)

図表 14 にあるように、中学校では、全国や島根県の正答率と比較すると、年度によって変化はありますが、国語は同程度ですが、数学は下回る傾向にあります。

基本的な知識・技能については定着していますが、思考・判断を問う問題について課題が見られます。

図表 14 教科の調査結果（中学校 3 年生）



(「全国学力・学習状況調査」より作成)

※令和元年度から、新学習指導要領の趣旨を踏まえ、平成 30 年度まで別項目であった「主として知識に関する問題」と「主として活用に関する問題」が見直され、「知識」と「活用」を一体的に問う出題形式となり、比較が困難となったため、平成 30 年度の教科の概要を掲載していません。

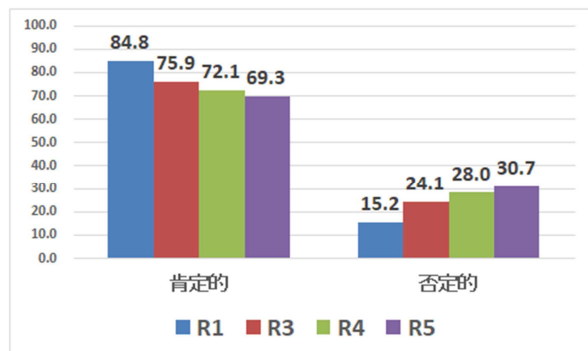
図表 15 にあるように、中学 3 年生は地域行事に積極的に参加している生徒の割合は約半数であり、小学 6 年生と比較して減少しています。また、地域社会の課題に関する質問については、「地域のために何かしてみたい」と回答している児童は 84.1%、生徒は 68.2%となりました。

家庭学習の時間は 2 時間未満が圧倒的に多く、改善の必要があると考えます。

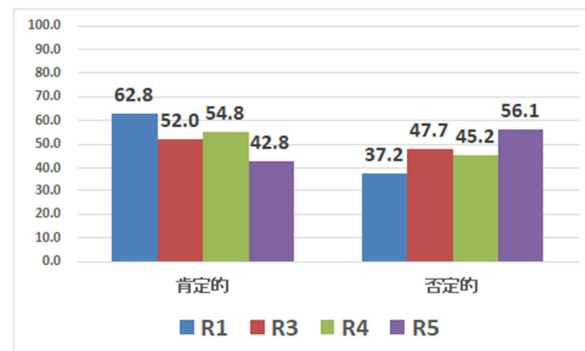
図表 15 学習や生活の様子に関する質問の回答

「今住んでいる地域の行事に参加していますか」

小学校 6 年生



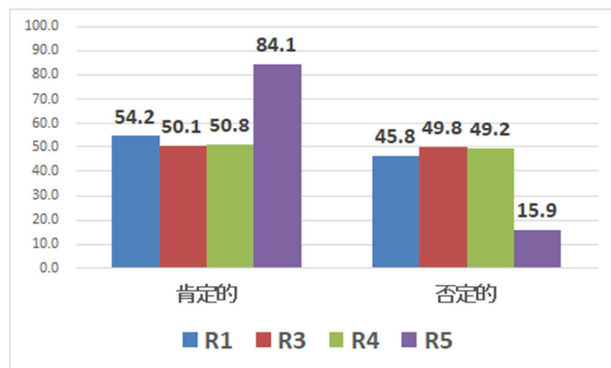
中学校 3 年生



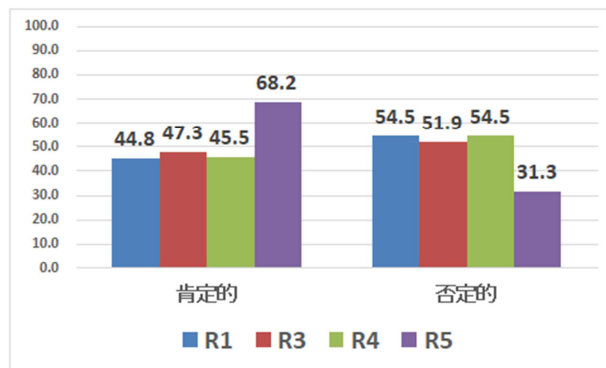
「地域や社会をよくするために何かしてみたいと思いますか」(R5)

「地域や社会をよくするために何をすべきかを考えたことがありますか」(~R4)

小学校 6 年生

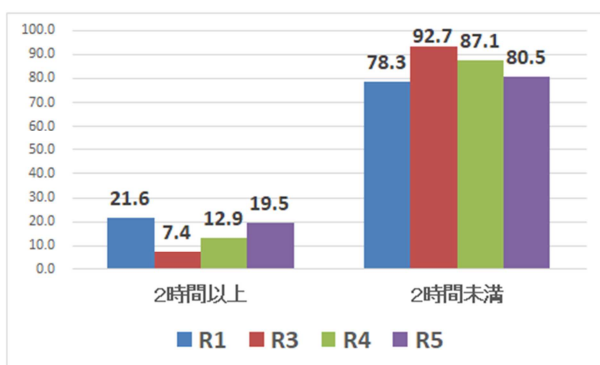


中学校 3 年生

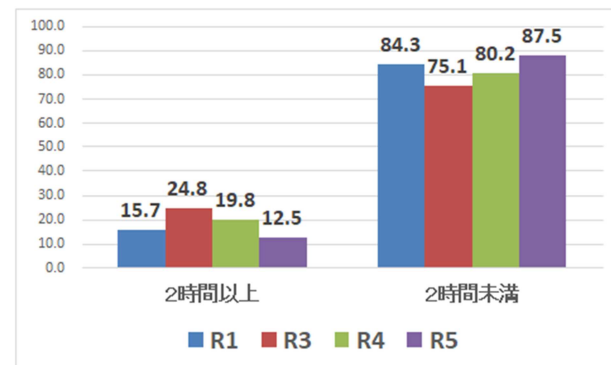


「学校の授業時間以外に平日 1 日あたりどれくらいの時間を勉強しますか」

小学校 6 年生



中学校 3 年生



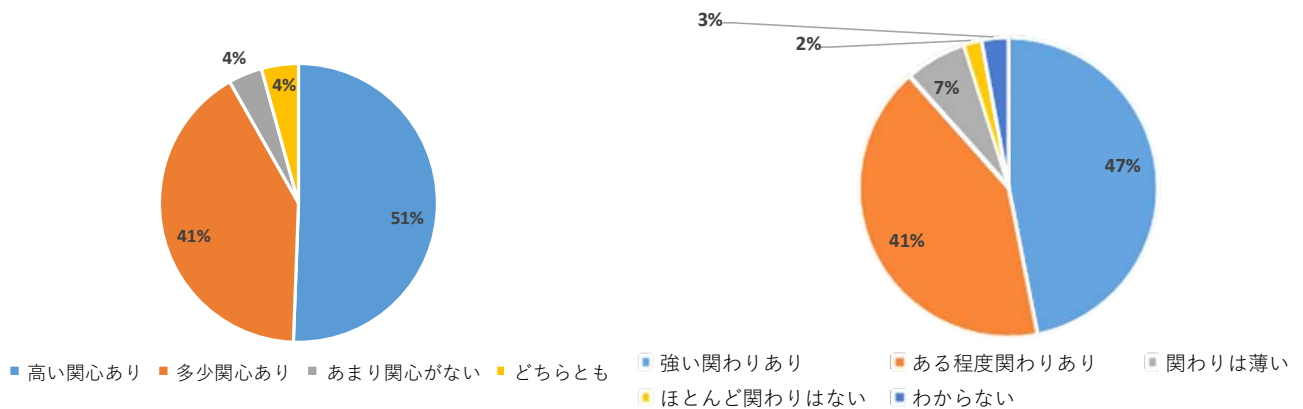
(「全国学力・学習状況調査」より作成)

(4) 市民からみた学校について感じていること

安来市小中学校適正配置基本方針について、市内の小中学校及び交流センターを中心に52回の説明会を開催し、延べ1,162名の参加がありました。その際に説明会の参加者を対象にアンケート調査を実施しました。

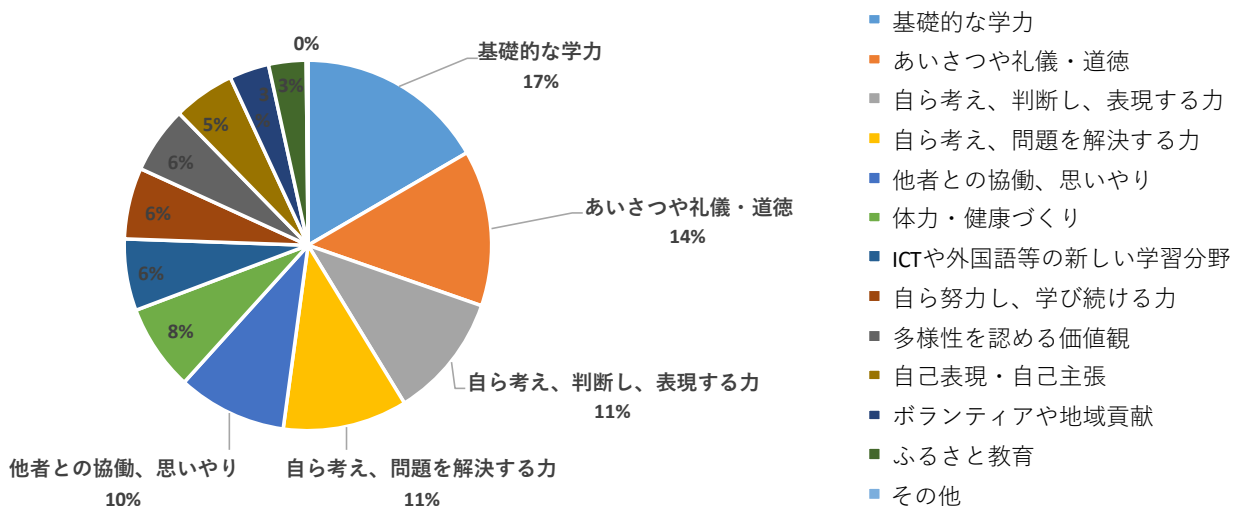
説明会の内容については、85%の参加者が「よくわかった」「おおむねわかった」と回答されている中、学校教育や学校の適正配置への関心については、90%以上の方が「高い関心あり」または、「多少関心あり」と回答され、また、地域と学校との関わりについても、90%以上の方が「強い関わりあり」または、「ある程度関わりあり」と回答されています。

図表 16 学校教育や学校の適正配置への関心と地域と学校との関わり



次に、学校教育において、特に力を入れて欲しいこと、養って欲しい能力については、多くの方が「基礎的な学力」「自ら考え判断し表現する力」「自ら考え問題を解決する力」「他者との協働、思いやり」と回答されており、これらの力は、基本方針にある「生きる力」に合致する結果となっています。

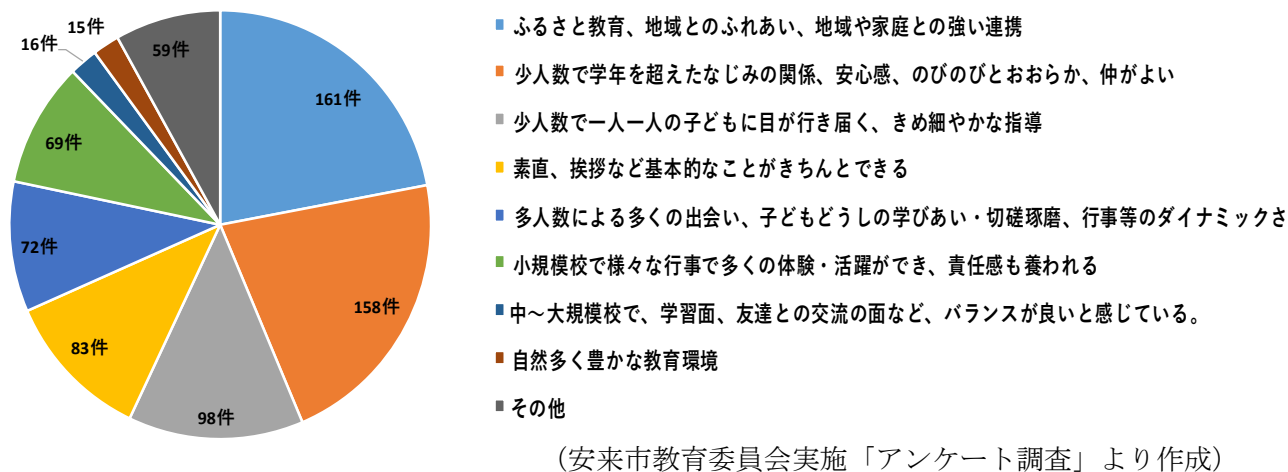
図表 17 学校教育において、特に力を入れて欲しいこと、養って欲しい能力



(安来市教育委員会実施「アンケート調査」より作成)

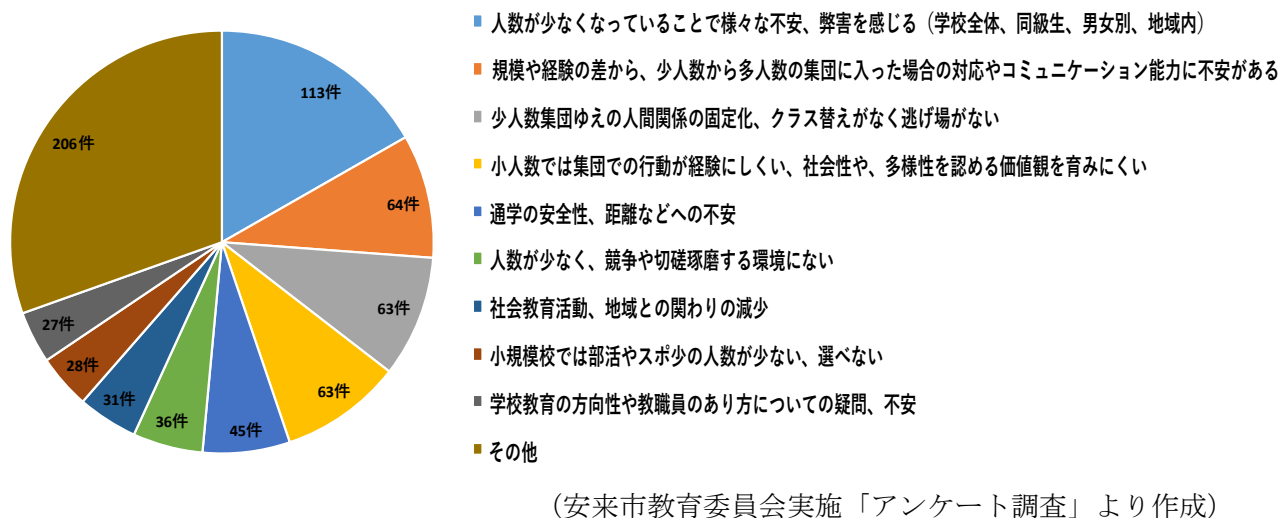
現状として、図表 18 にあるように、市民から見た学校に対して感じているよい点については、「地域や家庭との強い連携」や「少人数でなじみの関係、安心感、仲の良さ」があり、「きめ細やかな指導」を受けている点と多くの方が回答しています。

図表 18 市民から見た学校について感じていること（よい点）



一方、図表 19 にあるように、市民から見た学校について心配な点として、「人数が少なくなっていることで様々な不安を感じる」「コミュニケーション能力に不安がある」「集団行動が経験しにくく社会性や多様性などの価値観を育みにくい」と回答しているほか、多くの心配を抱えていることがわかります。

図表 19 市民から見た学校について感じていること（心配な点）



(5) 小規模校のよさと課題

学校教育法施行規則第 41 条および第 79 条により国が示す学校における標準規模の学級数は、12 学級以上 18 学級以下を標準とし、地域の実態その他により、特別の事情があるときはこの限りでないとされています。今後も児童生徒数の減少が見込まれる現状では、学校の再編を行ったとしても小規模化が進んでいくものと見込まれます。このような状況から、小規模校のよさと課題について次のようにまとめました。

図表 20 安来市の小中学校の学級数の状況 (R5.4 月現在)

区分(文科省)	小規模			標準規模	大規模
	1～3	4～5	6～11	12～18 1 学年 小 2～3 1 学年 中 4～6	
小学校	6	1	9	1	0
中学校	1	1	2	1	0

(安来市教育委員会作成)

人数が少ないことで一人一人の状況把握がしやすくなり、活躍場面が多くなるというよさはあるものの、目を行き届かせることと教員が手をかけてしまい過ぎることは表裏一体であり児童・生徒の主体性を育みにくい面もあります。

また、今後は予測困難な時代を生き抜く力が求められています。そのためには、仲間と協働しながら解決策を生み出す力をつけていくことが不可欠です。しかし、限られた人数の中での学習では、そうした機会を日常的に持つことは難しく、特に今後の学び方の基礎を身につけていく小中学校の時期において、多くの他者と日常的に関わりながら学習を行っていくことは重要です。

図表 21 小規模校のよさと課題

	よい点	心配な点
文部 科学省	<ul style="list-style-type: none"> ○一人一人の個性や行動を把握しきめ細やかな指導が可能。 ○地域との連携が図りやすい。 ○意見や感想を発表できる機会が多くなる。 ○家庭等の状況が把握しやすく生徒指導が効果的にできる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○運動会・文化祭等集団活動・行事の教育効果が下がる。 ○男女比の偏りが生じやすい。 ○多様な発言が引き出しにくく、授業展開に制約が生じる。 ○社会性やコミュニケーション能力が身につけにくい。 ○人間関係の固定化。

(「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置に関する手引き」より作成)

	よい点	心配な点	
安 来 市	保護者・地域の声	<ul style="list-style-type: none"> ○少人数で学年を超えた関係性、安心感がある。子どもたちがのびのびとおおらかで仲が良い。 ○ふるさと教育や地域とのふれあいで、地域や家庭との強い絆がある。 ○少人数で一人一人に目が行き届く、きめ細やかな指導を受けられる。 ○様々な行事で多くの体験・活躍ができ責任感も養われる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○人間関係の固定化、クラス替えがない。 ○少人数では集団での行動が経験しにくい。社会性や多様性を認める価値観を育みにくい。 ○急に大きな集団(高校)に入った場合のコミュニケーション能力に不安がある。 ○人数が少なく競争や切磋琢磨する環境がない。 ○部活動の選択肢が少ない。
	教職員の声	<ul style="list-style-type: none"> ○学力面や生徒指導面での把握が容易で、きめ細かな対応や個別対応が可能である。 ○学年の取組や学校行事において、子ども一人一人の活躍する場面が多くなる。 ○学校での指導體制や共通理解がしやすく、全職員で子どもたちに関わることができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○学習活動において、多様な意見や価値観に触れることが少ない。 ○小さな集団での生活で、固定した人間関係となり、いじめ等が生じた場合、クラス替え等によるリセット機能が働きにくい。 ○学習集団が固定化しがちで、子ども同士の切磋琢磨が難しくなり、主体性が育ちにくい。 ○子どもたちに不足している力として、創造力・主体性・論理的思考力があげられる。 ○職員が複数の校務分掌を兼ねることになり負担が大きい。

(安来市教育委員会実施「アンケート結果」より作成)

(6) 学校施設の状況

市内小中学校の施設については、老朽化が進んでおり、その対策が急務な状況です。校舎及び屋内運動場のうち、75%が築後30年以上という現状です。環境改善に向けて施設整備を進めることが必要であると考えます。

図表22は各校舎及び屋内運動場の築年数の一覧表です。校舎については、学校敷地内にある主な建物の内、最も古い建物の築年数を表記しています。

図表22 小中学校の校舎及び屋内運動場の築年数

名称	建物用途	築年数
十神小	校舎	25
	屋内運動場	34
社日小	校舎	45
	屋内運動場	45
島田小	校舎	38
	屋内運動場	37
宇賀荘小	校舎	31
	屋内運動場	29
南小	校舎	21
	屋内運動場	30
能義小	校舎	37
	屋内運動場	36
飯梨小	校舎	36
	屋内運動場	35
荒島小	校舎	41
	屋内運動場	41

名称	建物用途	築年数
赤江小	校舎	47
	屋内運動場	36
広瀬小	校舎	53
	屋内運動場	40
比田小	校舎	33
	屋内運動場	40
山佐小	校舎	34
	屋内運動場	27
布部小	校舎	38
	屋内運動場	36
安田小	校舎	50
	屋内運動場	45
母里小	校舎	53
	屋内運動場	46
井尻小	校舎	27
	屋内運動場	44

名称	建物用途	築年数
赤屋小	校舎	51
	屋内運動場	32

名称	建物用途	築年数
一中	校舎	9
	屋内運動場	32
二中	校舎	40
	屋内運動場	20
三中	校舎	63
	屋内運動場	20
広瀬中	校舎	16
	屋内運動場	16
伯太中	校舎	35
	屋内運動場	33

※令和5年4月現在

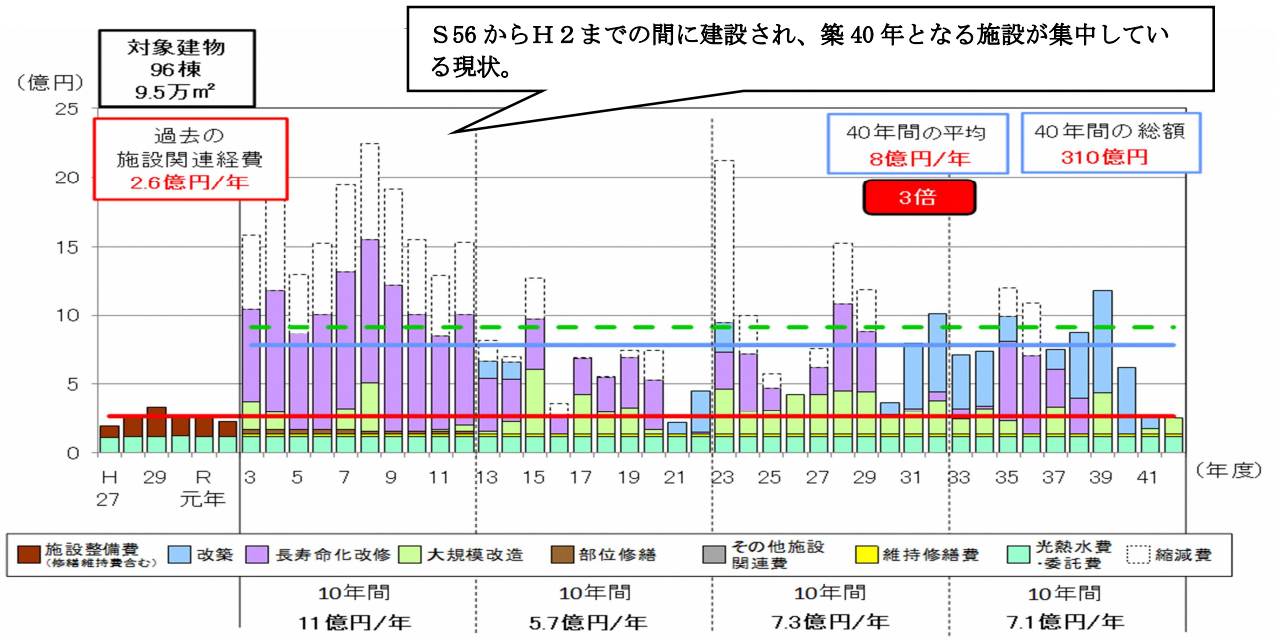
(「安来市学校施設長寿命化計画」より抜粋)

安来市の全ての施設が対象となる安来市公共施設等総合管理計画の基本方針には、1施設総量の適正化、2予防保全・長寿命化、3効率的・効果的な管理運営が掲げられており、また、学校施設は安来市公共施設の約3分の1を占めている状況です。

また、図表23にあるように、施設の維持に必要な施設関連経費については、コスト総額の縮減・平準化をしてもなお、試算上で年平均8億円が必要であるため、現行予算額の約2.6億円に対して、必要となるコストは約3倍と試算されています。

施設整備・改修の進め方や運営面などの検討は、多角的な視点をもって取り組む必要があると考えます。

図表 23 今後の維持・更新コスト



(「安来市学校施設長寿命化計画」より抜粋)

4. 安来市が目指す学校教育

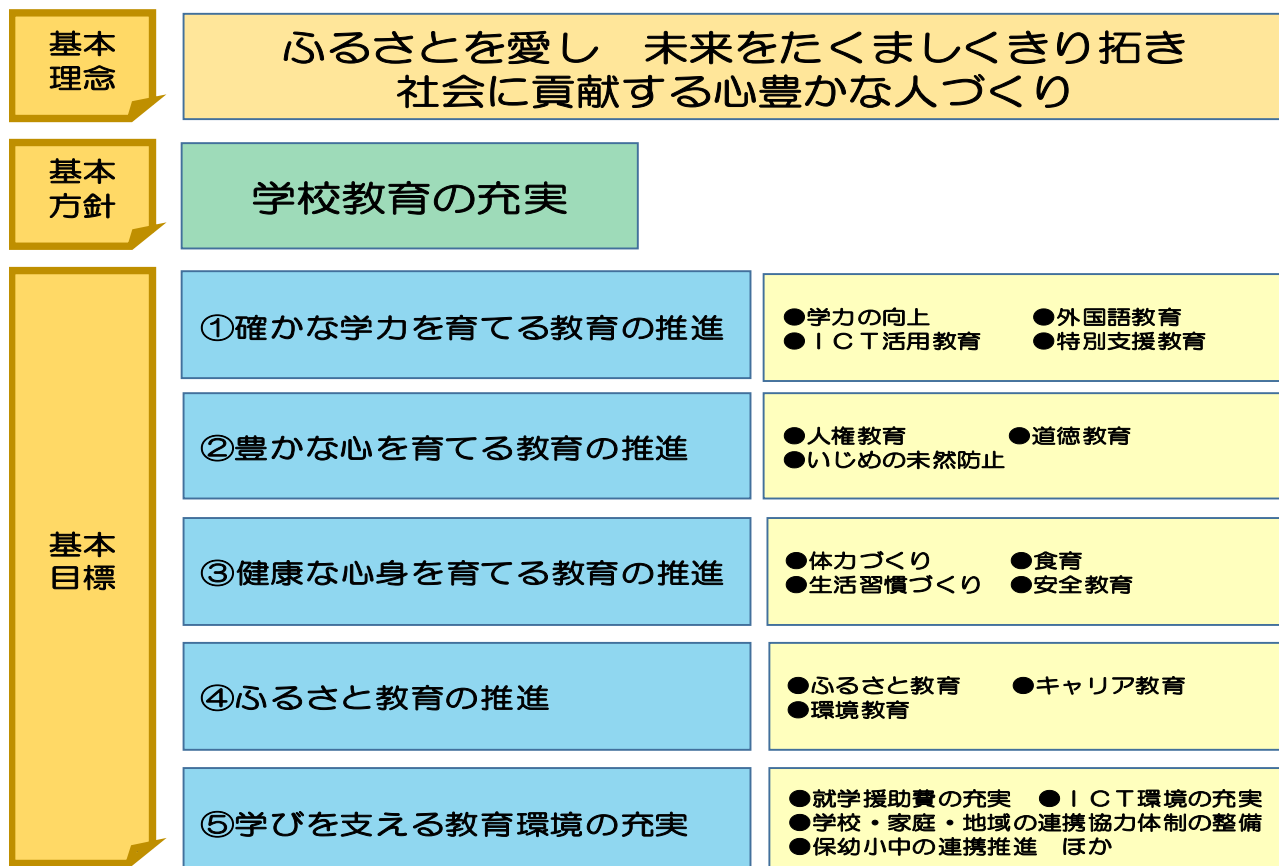
安来市教育大綱に定められている「学校教育の充実」の基本方針である「確かな学力を育てる教育の推進」「豊かな心を育てる教育の推進」「健康な心身を育てる教育の推進」「ふるさと教育の推進」「学びを支える教育環境の充実」に努めています。

安来市は、総面積約421km²、そのうちの約300km²を山林が占めています。人口は令和5年3月31日現在で36,138人、人口の約71%が旧安来市に集中しています。

安来市においては、地理的な状況、今後の人口予測から、今後も児童生徒数は減少し、学校は小規模化が進むと考えられます。現在、小規模または極小規模校では、児童生徒はお互いのことをよく知り、比較的密な人間関係の中で安心して育っています。その反面、競争意識が希薄で横並び意識が強く、リーダー性が育ちにくい状況もあります。また、予測困難と言われる未来を生き抜くため、多様な価値観や意見に触れ、お互いに意見を出し合いながら納得解を作り出していくことも必要です。

こうした状況から、全体としては一定程度の規模における学習集団での学びにより、個別最適な学びと協働的な学習をさらに進めていく必要があります。一方、小規模校や少子化に対応した教育としては、ふるさと学習を軸として地域の支援を受けつつ、ICT活用や他校との交流を適宜取り入れて小規模校の課題を最小化する学びの体制づくりを目指していきます。

図表 24 安来市教育大綱（施策体系）



（「安来市教育大綱」より作成）

5. 望ましい教育環境を実現させるための基本的な考え方

令和4年2月に策定された基本方針の考え方に基づき、令和の時代に生きる子どもの「育ち」「学び」、学校と地域との連携・協働、学校施設の整備・管理の視点から、総合的な視野で検討しました。

また、地方創生や人口対策について、「安来市総合計画」や「まち・ひと・しごと創生総合戦略」等に基づきながら、安来の特色ある教育施策を展開し、少子化や人口減少の抑制につながるよう、魅力ある教育環境づくりに取り組みます。

(1) 令和の時代に生きる子どもの「育ち」「学び」

①学力向上

これからを生きる子どもたちには、基礎的な力として「情報活用能力」を身につけさせる必要があります。「情報の技術」を活用し、自分の考えを表現したり、情報を整理したり、情報手段の特性に応じた伝達およびコミュニケーション力を高めることが重要です。ICT機器やデジタル教科書の活用やリモート学習など、効果的な授業を行い、学力向上につなげます。

<具体的な取り組み>

- ・学力育成プロジェクトの実施（理系教科の授業改善に向けた取り組み）
- ・ICT活用教育指定校での実践研究
- ・学力担当指導主事による学校訪問、指導方法への助言

②教育の効果と検証

毎年行われている全国学力・学習状況調査、島根県学力調査の結果の分析を踏まえ、改善に向けて取り組んでいます。また、質問紙調査で、ふるさと教育の効果や安来への愛着について「今住んでいる地域の行事に参加していますか」「地域や社会をよくするために何かしてみたいと思いますか」といった項目を指標として把握しています。

このほか、各校で行われている学校評価の結果等を保護者、地域の方とも共有し、地域の協力も得ながら、社会に開かれた教育課程の実現につなげています。

<具体的な取り組み>

- ・全国学力・学習状況調査
- ・島根県学力調査
- ・学校評価

③保幼小中高の連続性

幼児期は生涯にわたる人格形成の基礎を培う大変重要な時期であり、幼児期の遊びや生活を通した学びや育ちを小学校教育にスムーズにつなげ、成長・発達段階にあわせた教育を進めていくことが大切です。

未就学児の子どもを預かる施設や小学校間、小・中学校と高等学校間で連携を密にとり、

児童生徒が健やかに成長できる体制を作っていきます。

＜具体的な取り組み＞

- ・ 保幼小連携推進研修の実施
- ・ 幼保小の架け橋プログラムの実施
- ・ 高校生との交流活動

④小中一貫教育

小中一貫教育については、現在安来市では各中学校区単位の小中学校の教職員が相互に情報交換や研修等を行うことを通じて、小学校教育から中学校教育への円滑な接続を目指して、様々な教育活動を行う連携教育に取り組んでいます。この取組を生かし、小中学校間の連携を推進していく必要があります。小学校から中学校への接続をスムーズに進めるためにも、目指す子ども像を共有し9年間を通じて系統的な教育に取り組めます。

小中一貫教育の一つの方法として義務教育学校があります。これは新たに制度化された学校種で、修業年限は9年（前期課程6年＋後期課程3年）です。安来市では少子化の進行により、後期課程での単一学年の人数が、基本方針で示した2クラス以上の編制が難しくなることが予想されます。従って、複数の学校を統合する場合でも本計画での義務教育学校の導入はないものと考えます。

＜具体的な取り組み＞

- ・ 小学校間の連携
- ・ 小中学校間の連携

⑤外国語教育

令和2年度から小学校において、小学3～4年生では外国語活動が、小学5～6年生では教科として外国語の授業が本格実施となっています。市内ではALT6名が配置され、未就学児の子どもを預かる施設、小学校、中学校を定期訪問し指導を行っています。配置されているALTを最大限活用し、系統的な指導がなされるよう、事前の打ち合わせ等を行って実施しています。外国語による「話す」「聞く」力の育成のほか、就学前から中学校まで外国語によるコミュニケーション力や表現力の育成、異文化理解など、児童生徒の英語力向上に向けた取り組みを行っています。

＜具体的な取り組み＞

- ・ 英語授業力向上研修（外部講師によるモデル授業の参観、講義）
- ・ ALTを活用した授業づくり
- ・ 外国語によるコミュニケーション機会の創出

⑥ふるさと教育

安来市のふるさと教育は「ふるさと安来に愛着を持ち、貢献しようとする心や態度を育む」とともに「広い視野と国際的な感覚を持った子どもを育むこと」をねらいとしています。豊かな自然、歴史、産業、文化などの地域資源、学校教育に積極的に協力する地域の人々の支援のもと、各学校では特色ある活動が行われています。地域の子どもたちに育成

したい力を学校と地域で共有し、より充実した活動になるよう工夫することが必要です。

今後もふるさと教育の成果を検証し、ふるさと教育における好事例を周知したり、研修等の機会を通してふるさと教育の意義について理解を深めたりしていけるように、働きかけを進めていきます。

<具体的な取り組み>

- ・地域の教育資源を活用した特色ある教育活動の展開
- ・ふるさとに根ざした道徳共育推進事業
- ・地元企業と連携した教育活動
- ・副読本「わたしたちのふるさと安来」の作成

⑦特別支援教育

就学前から学齢期、社会参加まで切れ目なく、特別な支援が必要な児童生徒に寄り添い、「個別最適な学び」を大切にし、支援の充実に向けた取組を進めます。また、障がいのあるなしに関わらず、その人らしさを認め合いながら共生社会の実現を目指し、関係部局・機関と連携を図りながら体制整備を進めます。

<具体的な取り組み>

- ・ユニバーサルデザインの視点による授業づくり（※1）
- ・切れ目のない支援体制の構築
- ・他機関と連携した相談支援体制の構築
- ・インクルーシブ教育（※2）システムの理念をもとにした特別支援教育の推進

（※1）児童生徒が学びやすいよう配慮した教室環境や教材の提示方法等の工夫

（※2）子どもたち一人一人が多様であることを前提に、障がいの有無に関わりなく、誰もが望めば自分に合った配慮を受けながら、地域の通常学級で学べることを目指す教育理念と実践プロセス

⑧少子化を見据えた学習環境

今後、安来市の子ども数は漸減し、令和5年度、2,634人在籍した児童生徒数は、令和17年度には1,606人となる見込みです。この状況においては、仮に再編した学校においても、少人数学級が継続する可能性があります。地理的要因によりこれ以上の再編が困難な学校も考えられます。そのため、小規模校の教育課題を低減し、小規模校の長所を最大限活かす取組を行います。

安来市が先進的に取り組んでいるICTの活用やオンラインによる授業、他校との合同の活動などをバランスよく取り入れ、小規模校の子どもたちが多様な価値観に触れ、向上心を育んだりするための意図的な取組を積極的に行います。

今後も小規模化が進展すると見込まれる中、小規模特認校のメリットは限定的であると考え、安来市では小規模特認校の設置はしない考えですが、市内の多くの学校は小規模であり、今後も小規模を大切にしたい学校づくりを進めます。

<具体的な取り組み>

- ・教育用端末や大型提示装置等の ICT 環境の整備・充実
- ・複式教育研究指定校事業
- ・小学校間の連携による合同行事の実施

(2) 学校と地域との連携・協働

①学校運営協議会と共育協働活動

「社会に開かれた教育課程」の実現に向け、学校と地域の連携・協働のもとに、学校づくりと地域づくりを一体的に進め、地域全体で子どもたちの成長を支えていく体制の構築が必要です。

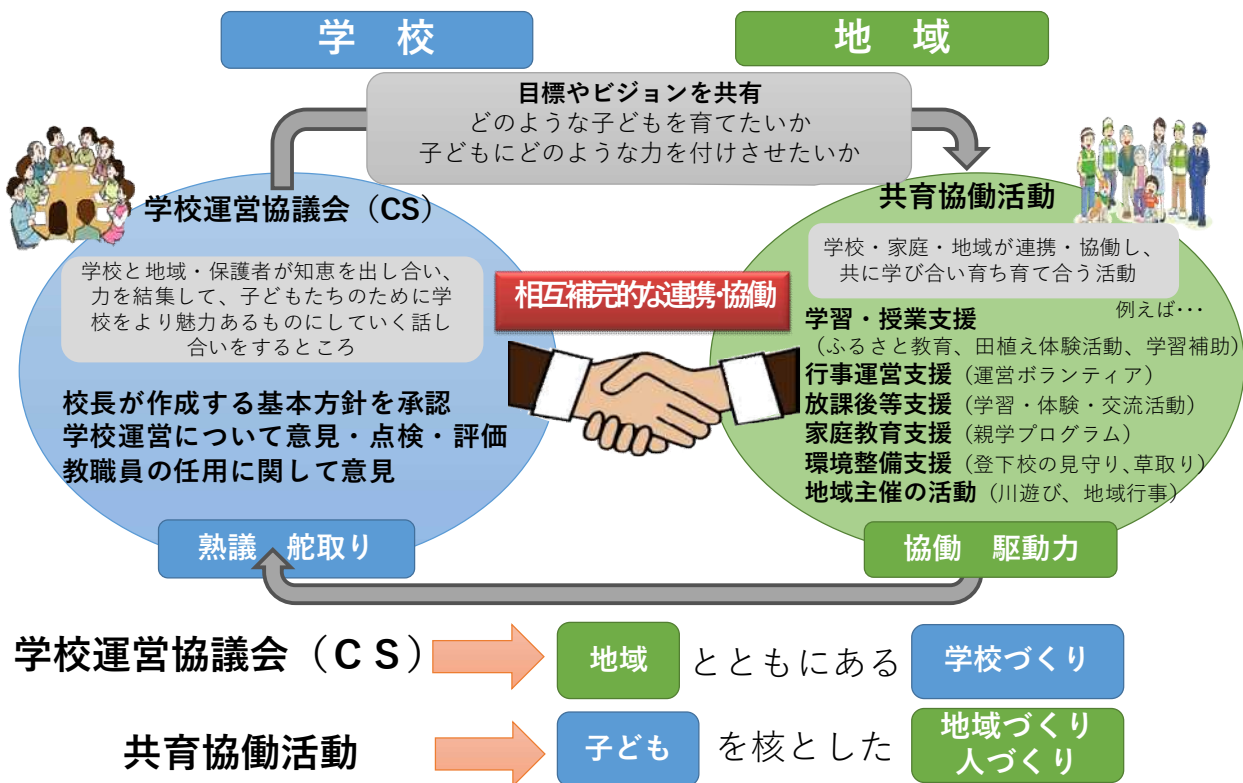
今後学校に設置する学校運営協議会には、地域から幅広く参画いただき、学校運営の共同責任者として、地域とともにある学校づくりを進めていくことが必要です。学校目標と課題、評価を、この会でしっかりと共有していくことが重要です。

一方、地域側では、共育協働活動を進めるため、学校、家庭及び地域がそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互に連携・協働して、社会総掛かりで教育を行うことが必要です。そのためには、学校と地域の両者をつなぐ地域コーディネーターや交流センターの役割がますます重要になります。

学校の校区が広がった場合でも、それまでの学校と地域との交流が維持・推進されるような仕組みづくりが必要です。

大人たちの多くが、子どもたちに身につけさせたい力として、「基礎的な学力」「あいさつや礼儀、道徳」「自ら考え、問題を解決する力」を求めています。家庭教育力の低下を心配する声もあります。学校だけでなく、家庭・地域と連携して大人も子どもも自ら学ぼうとする意識の醸成が必要です。

図表 25 学校と地域の連携



※CSとは、コミュニティスクールの略

(安来市教育委員会作成)

②交流センターを中心とした地域への支援

子育て世代にとって暮らしやすい地域づくりを進めていくことは、人口減少や過疎化が進展するなか、地域活動や住民自治機能を維持する観点からも重要です。

さらには、日常生活の利便性向上、地域において若者が意見を言いやすい環境づくりやふるさと教育などを通じた学習環境の充実は、今後の子育て世代の定住拡大にも繋がっていくものと考えます。

学校の再編は、地域で子どもを育てることがどういうことなのかを、あらためて捉えなおす機会となりました。

学校がなくなる地域での取組としては、「学校あるなしに関わらず、地域の子どもたちへの関心と関与」の仕組みづくりが必要です。そのためには、これまでの取組を分析して、どのような関わりや活動を続けていきたいのかを整理したうえで、再編を行う以前から取り組み始めることが必要です。

地域の課題解決に向けて、地域づくり活動を効果的かつ継続的に行っていくためには、地域の状況を踏まえ、行政による伴走的な支援体制の構築や財政的支援など、担当課だけでなく市全体で地域に積極的に関与していきます。

③放課後児童健全育成事業

放課後児童健全育成事業は、年々ニーズも高まっており、保護者にとって必要不可欠な事業です。学校再編にあたっては、この事業が継続するよう検討していきます。

④部活動、地域スポーツ・文化活動

これまで部活動は、学校が担ってきましたが、少子化による学校規模の縮小が続くなか、単独でチームが組めなくなったり、部活動の選択肢がなくなったりして、子どもたちの活動が十分にできなくなることに對する懸念の声が多く聞かれます。令和4年12月にスポーツ庁と文化庁より「学校部活動及び新たな地域クラブ活動のあり方等に関する総合的なガイドライン」が出され、学校部活動の地域移行や地域クラブへの移行にむけた国の考え方が示されました。地域の子どもたちは、学校を含めた地域で育てるという意識のもと、生徒の望ましい成長を保障できるよう、スポーツ活動・文化活動に差が生じないよう環境を整備していきます。

(3) 学校施設の整備・管理

①学校施設の改善

市内小中学校の施設については、老朽化が進んでおり、その対策が急務な状況です。校舎及び屋内運動場のほか、施設設備も改修や更新が必要です。改修や更新については、「学校施設の長寿命化計画」に基づき計画的に進めているものの、改善が追いついていない状況です。長期的な視点に立ち、持続可能な市政運営ができるよう、今の時代に求められる学校のあり方を検討していきます。

子どもたちが、安全で安心して学校生活を送れるよう、老朽化対策は急ぐ必要があります。

す。平成 28 年度に策定した「学校施設の長寿命化計画」の見直しをはかり、快適な教育環境向上のため計画的な施設の改善を行います。

②学校施設の有効活用

学校施設は、学校教育の場であるだけでなく、防災の拠点や地域住民のための社会教育の場であることが必要です。学校施設の余裕教室、空き校舎の利活用については、地域住民の意向も踏まえ、有効な活用を検討します。

また、新校舎を整備する際は、社会的ニーズに対応した施設となるよう、幅広く検討していきます。

(4) 通学の手段と安全確保

①通学の手段

通学時間・通学距離等通学条件が変わる場合、児童生徒、保護者にとって負担にならないよう、通学の手段を幅広く検討していきます。特に、低学年の児童にとって過度の負担にならないよう配慮します。

②安全確保

通学路の安全・安心確保のため、安全点検を行い、適切な通学路の設定と対策に努めます。

6. 小中学校の適正規模・適正配置の基本的考え方

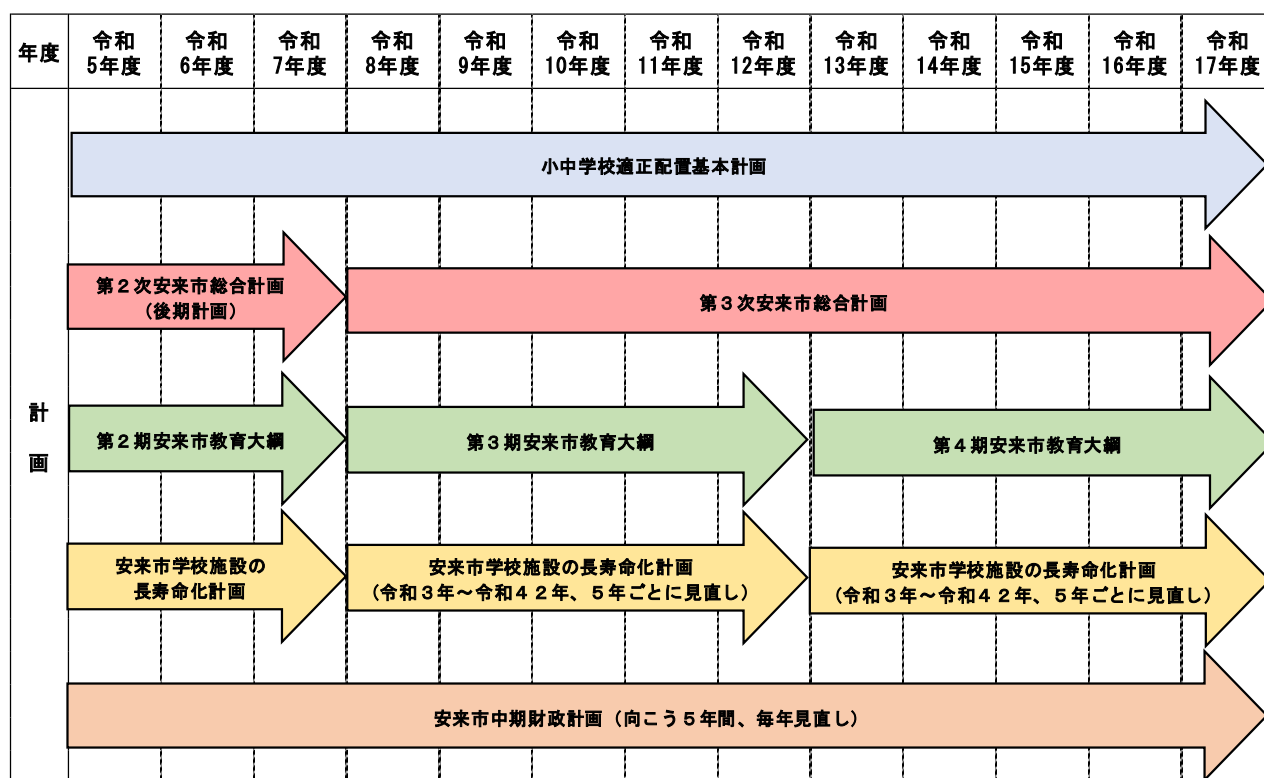
(1) 計画期間

本計画は令和6年度から令和17年度までとしました。

可能な限り将来を見据えながらも、人数の予測が可能な令和4年度生まれの子どもたちが中学校に就学する令和17年度を終期とします。また、学校を新設する場合は、設計から竣工まで年月がかかることから一定の期間を設定することが必要です。

その他、学校のあり方は児童生徒の人数の推移だけでなく、学習指導要領の改訂を始め、教育の変化を見据えることが重要です。そのため令和17年度までの計画とし、この期間内で優先順位をつけながら進めていくこととします。

図表 26 各種計画の計画期間



(安来市教育委員会作成)

(2) 安来市の実態に応じた規模・配置

過度な少人数規模は、学校運営・教育活動に制限・支障が生じる場合があります。集団教育においては、いろいろな友達や大人たちとの関わりによって豊かな人間性や社会生活が身につく、互いに切磋琢磨し様々な価値観に触れることで心豊かなたくましい子どもが育つ環境が生まれます。

また体育・音楽などの授業で扱う種目や題材が広がり、自然体験・社会体験・福祉活動等によって、これまでに増して幅広い活動が可能になります。

基本方針で示された以下の基準に基づき検討しました。

〈基本方針より〉

《適正規模について》

- ・ 小学校は、1学年の児童数を10人以上とする単式学級を基本に検討する。また、地域の実態を考え、3年生以上の複式学級を編成する場合、グループ学習を考慮し、2学年の児童数の下限は10人を基本に検討する。
- ・ 中学校は、全学年でクラス替えが可能になるよう1学年2クラス以上を基本に検討する。
- ・ 中山間地域においては、画一的に基本的考えを適用するのではなく、上記の基本的な規模を縮小して検討するなど慎重に進める。

《適正配置について》

- ・ 通学距離は、小学校で概ね4 km以内、中学校では概ね6 km以内とする。
- ・ 通学時間は、小中学校とも概ね1時間以内とする。
- ・ 遠距離通学では、交通手段の確保と支援策を検討する。

(3) 再編に向けての基準と考え方

安来市が目指す学校教育と望ましい学習環境の実現を目指し、基本方針の基準に基づきながら、子どもの「育ち」と「学び」、地域との連携・協働、学校施設の整備・管理の視点や地理的な条件など地域の実情を含め、総合的に検討しました。

- ア. 「適正配置基本方針」の視点1～4を一体的に捉える。
- イ. 適正規模・配置については、「基本方針」を前提とする。ただし地域性を考慮して柔軟に検討する。
- ウ. 地域的まとまりを重視するため、現行の校区単位で検討する。
- エ. 児童生徒数の平準化を目的としない。
- オ. 中学校については、学校規模と地域性の双方を重視して再編を行う。
- カ. 小中一貫教育を導入した場合であっても、義務教育学校は設置しない。

7. 学校再編の具体的な枠組み

(1) 学校再編の枠組み

学校では、自分とは異なる多様な価値観や考えに触れ、様々な他者と関わり合いながら学習する「協働的な学び」が行われています。また、「主体的・対話的で深い学び」の実現のためにも、意見を他者に伝える表現力の育成や、意見を共有しながら合意形成を図る経験を積むことなどが必要です。こうした学びを実現するためには、一定の規模の学習集団であることが必要であると考えます。

再編のまともりは、地域性を重視し、これまでの学校と地域の良い関係性を維持できるよう地域コミュニティの範囲に変更が生じないことを前提に検討しました。

併せて、再編により通学に大きな負担が生じる等の新たな課題が生じる場合は、画一的に基本的な考え方を適用するのではなく柔軟に検討しました。

十神小学校、社日小学校、島田小学校、赤江小学校については、令和17年度においても各学年において10人以上の児童が見込まれ、かつ、近隣において再編対象となる学校が存在しないため、現状のまま存続としました。

比田小学校においては、児童数が少なく、令和5年度においても全学年複式学級となっていますが、隣接する布部小学校まで10.1kmの距離があり、山佐小学校まで16.8kmの距離があります。また、広瀬小学校まで21.2kmの距離があります。さらに、比田地区内では南北に7km、東西に14kmと広範囲にわたることから、再編した場合に通学の負担はかなり大きいと考えます。一方で優位な点として、島根県の「小さな拠点づくりモデル事業」の指定を受けており、地域づくりの取組など、積極的に行われています。今後、ますます学校と地域と家庭の連携が重要になっていきます。地域との協働によって、小規模校のメリットを最大化し、デメリットを最小化する工夫を検討します。このようなことから、比田小学校は現状のまま存続としました。

再編対象とした小学校については、宇賀荘小学校、南小学校及び能義小学校の再編、飯梨小学校と荒島小学校の再編、広瀬小学校、山佐小学校及び布部小学校の再編、安田小学校、母里小学校、井尻小学校及び赤屋小学校を再編するとしました。今後の児童数の推移、中学校校区及び地域のつながりを考慮し、再編が必要であると判断しました。

中学校については、第一中学校、第三中学校、広瀬中学校を存続としました。

第一中学校については、令和17年度においても各学年2クラス以上の生徒が見込まれること、第三中学校及び広瀬中学校についても、当面の間、各学年2クラス以上の生徒が見込まれるため、現状のまま存続としました。

再編対象については、第二中学校と第三中学校の再編も検討しましたが、現状の学校間の交流を考慮し、第二中学校と伯太中学校を再編するとしました。

なお、学校と地域の関わりを考慮し、原則、既存の校区は変更しない前提のもと、検討しました。

図表 27 小学校及び中学校の再編計画

○小学校 (R11 の児童数は出生数による見込み、R17 の児童数は推計による見込みを表示)

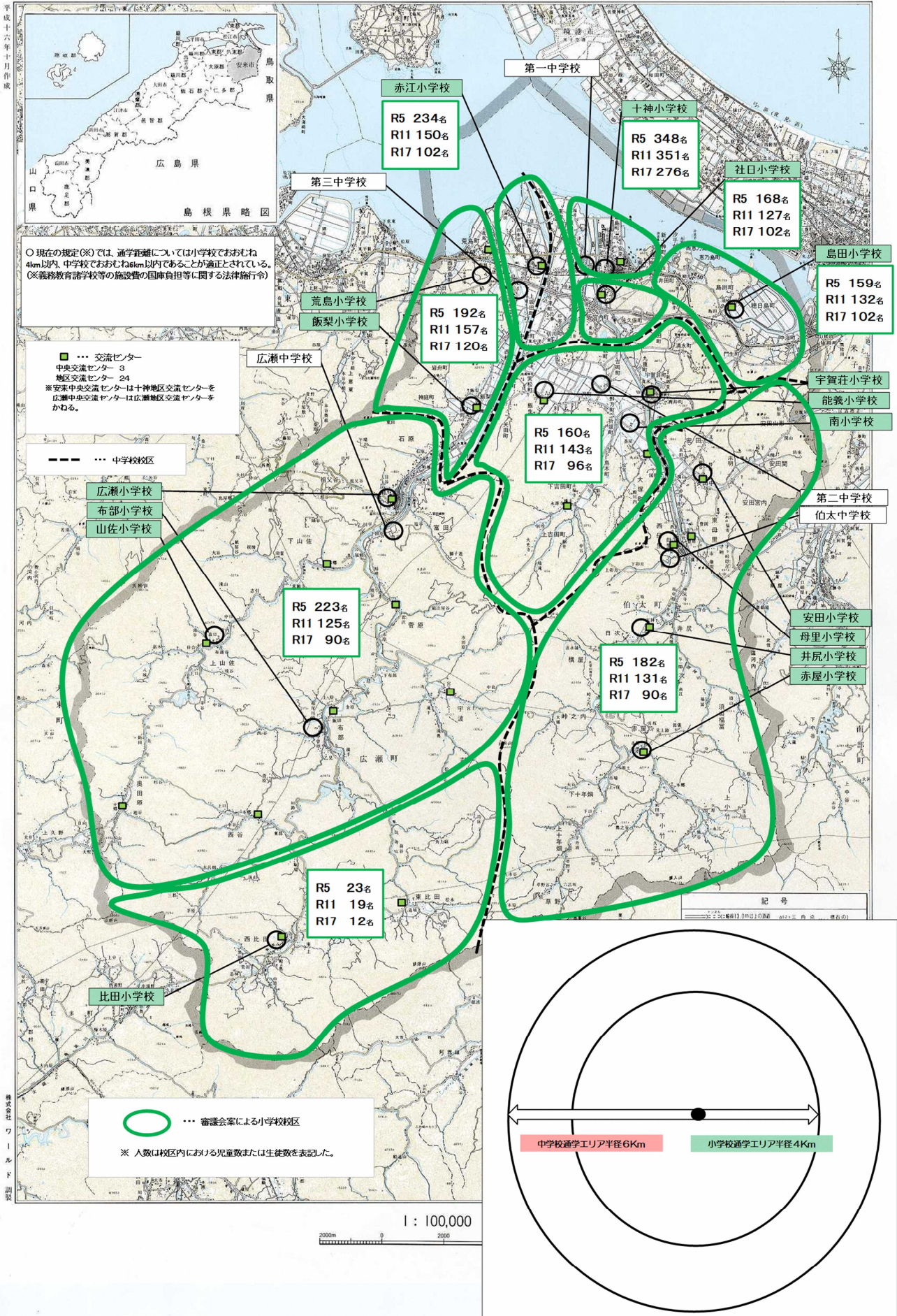
学校名	児童数(人)			地域性	校舎老朽化度	再編計画
	R5	R11	R17			
十神小学校	348	351	282	平地	B	十神
社日小学校	168	127	105	平地	B	社日
島田小学校	159	132	103	中間	B	島田
宇賀荘小学校	44	38	31	中間	B	再編
南小学校	56	52	32	中間	C	
能義小学校	60	53	38	中間	B	
飯梨小学校	28	44	31	中間	C	再編
荒島小学校	164	113	92	中間	C	
赤江小学校	234	150	104	平地	C	赤江
広瀬小学校	198	102	81	中間	C	再編
山佐小学校	11	12	8	山間	C	
布部小学校	14	11	6	山間	C	
比田小学校	23	19	12	山間	B	比田
安田小学校	74	50	37	中間	C	再編
母里小学校	65	49	32	中間	C	
井尻小学校	17	10	6	山間	B	
赤屋小学校	26	22	18	山間	C	

○中学校 (生徒数は出生数による見込みを表示)

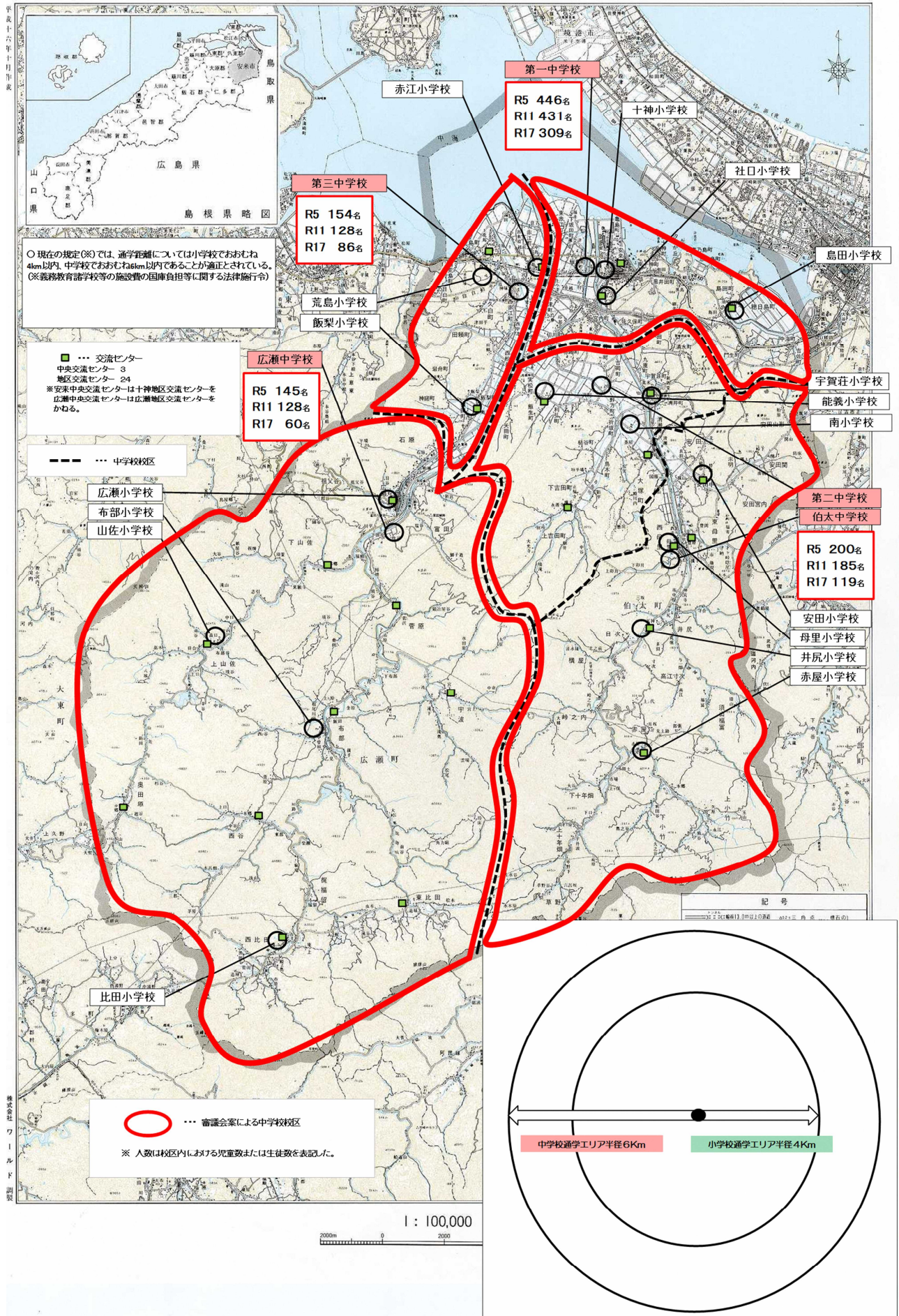
学校名	生徒数(人)			地域性	校舎老朽化度	再編計画
	R5	R11	R17			
第一中学校	446	431	321	平地	A	一中
第三中学校	154	128	88	中間	C	三中
第二中学校	81	86	63	中間	C	再編
伯太中学校	119	99	54	中山間	B	
広瀬中学校	145	128	62	中山間	B	広瀬中

※「再編」とは学校を1つにすることを指す。

図表 28 小学校の再編計画



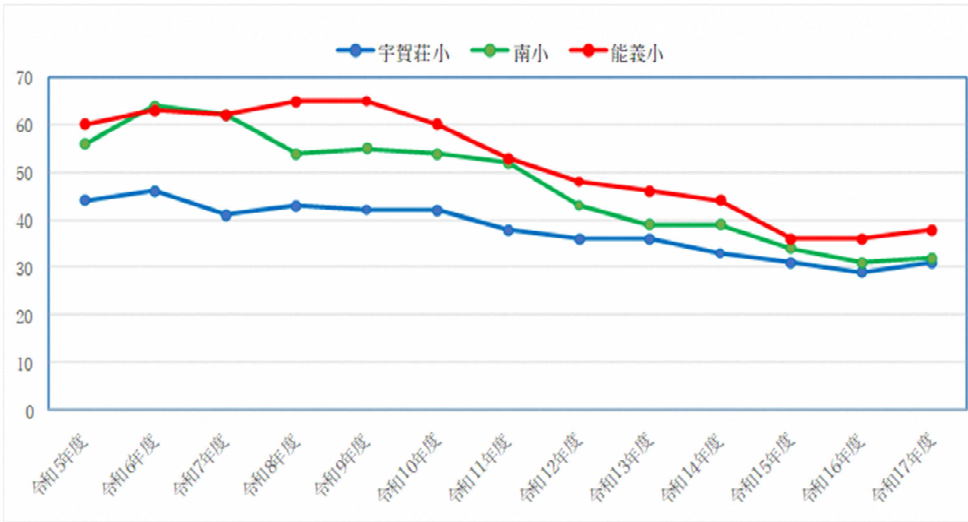
図表 29 中学校の再編計画



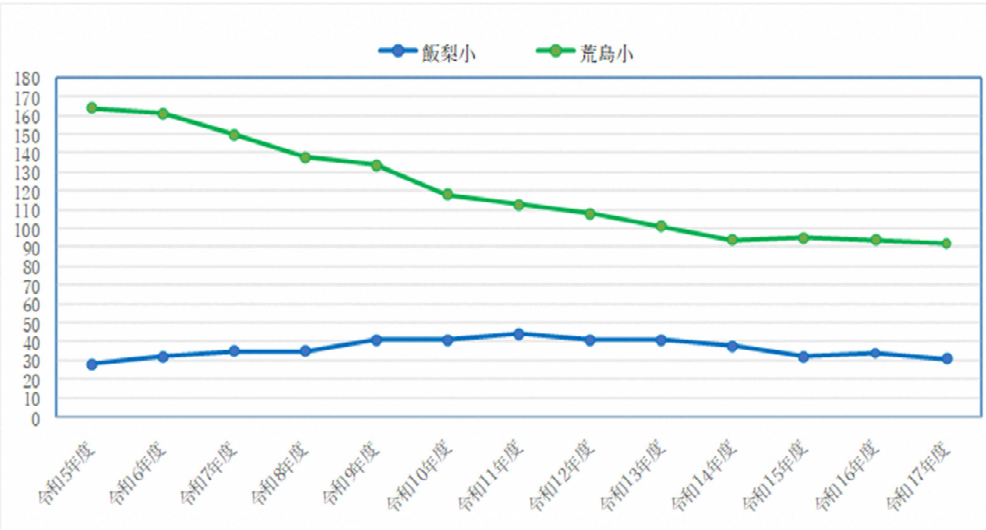
(2) 学校再編の個別像

学校再編の枠組みごとに再編の理由等をまとめました。

① 宇賀荘小学校、南小学校、能義小学校の再編

<p>児童数の見込み(人)</p>	 <p style="text-align: right;">(人)</p> <table border="1" data-bbox="507 1014 1235 1218"> <thead> <tr> <th></th> <th>R5</th> <th>R11</th> <th>R17</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>宇賀荘小</td> <td>44</td> <td>38</td> <td>31</td> </tr> <tr> <td>南小</td> <td>56</td> <td>52</td> <td>32</td> </tr> <tr> <td>能義小</td> <td>60</td> <td>53</td> <td>38</td> </tr> </tbody> </table>		R5	R11	R17	宇賀荘小	44	38	31	南小	56	52	32	能義小	60	53	38
	R5	R11	R17														
宇賀荘小	44	38	31														
南小	56	52	32														
能義小	60	53	38														
<p>再編の理由</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「協働的な学び」を充実させるため、学級内でペア・グループ等の集団で学習活動が必要である。3校が1校になることで学習活動が充実する。 ・能義小と南小は今後、早い段階で単学級と複式学級が繰り返される学年が生じる可能性がある。単複の繰り返しによる指導のしづらさがあり、児童に負担が生じる。 ・能義小、南小は今後1学年が10人を下まわる学年が多くなり、令和17年度にはいずれも1学年5人程度となる見込みである。 ・宇賀荘小は今後も1学年10人以下が続き、R17年度には1学年5人程度となる見込みである。 ・より充実した教職員の指導体制を整えることができる。 ・3校の学校間距離は、近接している。 ・現在でも、合同での学習やスポーツ少年団での交流がある。 																
<p>施設の考え方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・必要な改修を行い、第二中学校校舎を含め、既存校舎の活用を考える。 																

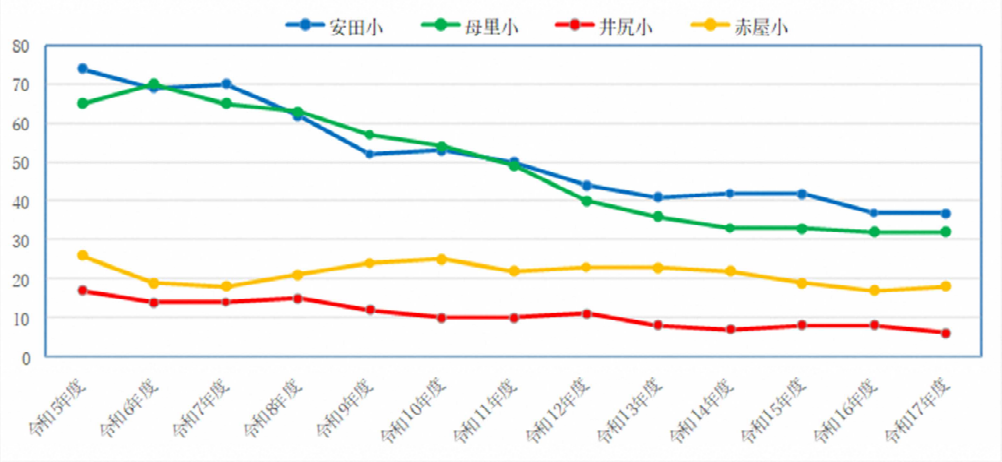
②飯梨小学校、荒島小学校の再編

<p>児童数の見込み(人)</p>	 <p style="text-align: right;">(人)</p> <table border="1" data-bbox="523 833 1252 987"> <thead> <tr> <th></th> <th>R5</th> <th>R11</th> <th>R17</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>飯梨小</td> <td>28</td> <td>44</td> <td>31</td> </tr> <tr> <td>荒島小</td> <td>164</td> <td>113</td> <td>92</td> </tr> </tbody> </table>		R5	R11	R17	飯梨小	28	44	31	荒島小	164	113	92
	R5	R11	R17										
飯梨小	28	44	31										
荒島小	164	113	92										
<p>再編の理由</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「協働的な学び」を充実させるため、学級内でペア・グループ等の集団で学習活動が必要である。2校が1校になることで学習活動が充実する。 ・飯梨小は、1学年10人以下で推移し学年により人数の変動が大きい年もあるが、R17年度には1学年5人程度となる見込みである。 ・荒島小は、R11年度には現在より3割程度児童数が減少し、R17年度には1学年15人程度となる見込みである。 ・より充実した教職員の指導体制を整えることができる。 ・2校間の距離が比較的近接している。 												
<p>施設の考え方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・必要な改修を行い、既存校舎の活用を考える。 												

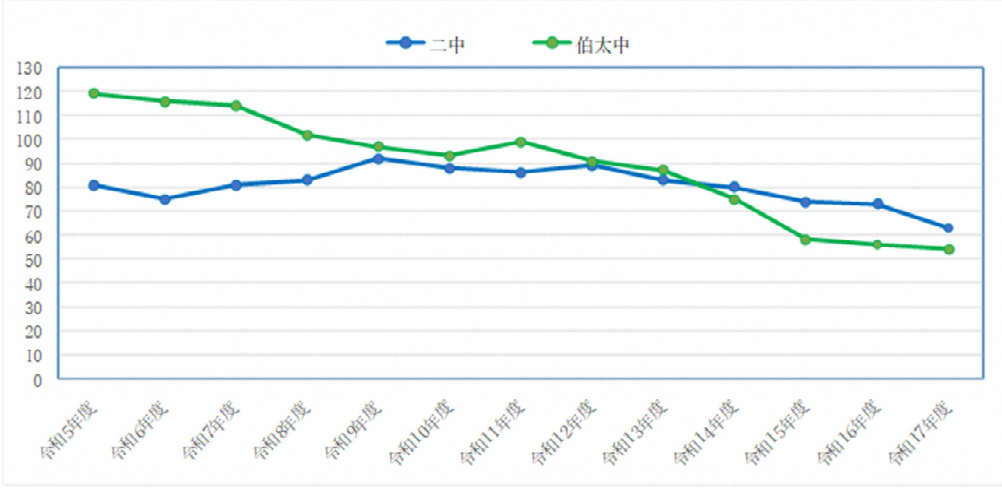
③ 広瀬小学校、山佐小学校、布部小学校の再編

<p>児童数の見込み(人)</p>	<p style="text-align: right;">(人)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>R5</th> <th>R11</th> <th>R17</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>広瀬小</td> <td>198</td> <td>102</td> <td>81</td> </tr> <tr> <td>山佐小</td> <td>11</td> <td>12</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>布部小</td> <td>14</td> <td>11</td> <td>6</td> </tr> </tbody> </table>		R5	R11	R17	広瀬小	198	102	81	山佐小	11	12	8	布部小	14	11	6
	R5	R11	R17														
広瀬小	198	102	81														
山佐小	11	12	8														
布部小	14	11	6														
<p>再編の理由</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「協働的な学び」を充実させるため、学級内でペア・グループ等の集団で学習活動が必要である。3校が1校になることで学習活動が充実する。 ・山佐小は、1学年1～2人の学年が継続する見込みである。 ・布部小は、1学年5人以下で推移し、R15年度頃には各学年1人になる可能性がある。 ・より充実した教職員の指導体制を整えることができる。 ・現在でも、合同での学習やスポーツ少年団で交流がある。 																
<p>施設の考え方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・必要な改修を行い、既存校舎の活用を考える。 																

④ 安田小学校、母里小学校、井尻小学校、赤屋小学校の再編

<p>児童数の見込み(人)</p>	 <p style="text-align: right;">(人)</p> <table border="1" data-bbox="523 763 1252 1019"> <thead> <tr> <th></th> <th>R5</th> <th>R11</th> <th>R17</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>安田小</td> <td>74</td> <td>50</td> <td>37</td> </tr> <tr> <td>母里小</td> <td>65</td> <td>49</td> <td>32</td> </tr> <tr> <td>井尻小</td> <td>17</td> <td>10</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>赤屋小</td> <td>26</td> <td>22</td> <td>18</td> </tr> </tbody> </table>		R5	R11	R17	安田小	74	50	37	母里小	65	49	32	井尻小	17	10	6	赤屋小	26	22	18
	R5	R11	R17																		
安田小	74	50	37																		
母里小	65	49	32																		
井尻小	17	10	6																		
赤屋小	26	22	18																		
<p>再編の理由</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「協働的な学び」を充実させるため、学級内でペア・グループ等の集団で学習活動が必要である。4校が1校になることで学習活動が充実する。 ・安田小は、単複学級を繰り返す学年が出てくる可能性がある。単複の繰り返しによる指導のしづらさがあり、児童に負担が生じる。 ・母里小は、R12年度以降、全学年で10人未満となる見込みで、R17年度には、1学年5人程度となる見込みである。 ・井尻小は、今後も各学年5人以下で推移し、R9年度以降、在籍児童0人となる学年が発生する可能性がある。R17年度には各学年1人程度と見込まれる。 ・赤屋小は、各学年でばらつきがあるが、今後も5人以下で推移する見込みである。 ・より充実した教職員の指導体制を整えることができる。 ・現在でも、修学旅行などの合同での活動や学習も進んでいる。スポーツ少年団での交流がある。 																				
<p>施設の考え方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・必要な改修を行い、伯太中学校校舎を含め、既存校舎の活用を考える。 																				

⑤ 第二中学校、伯太中学校の再編

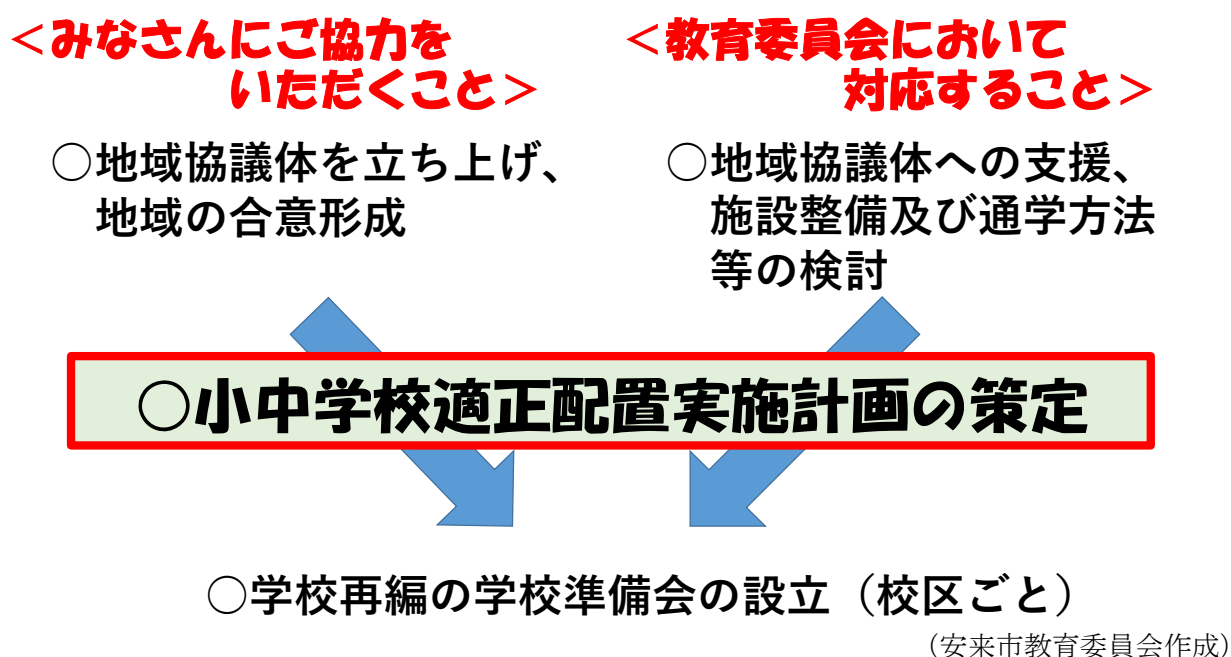
<p>生徒数の見込み(人)</p>	 <table border="1" data-bbox="518 795 1248 952"> <thead> <tr> <th></th> <th>R5</th> <th>R11</th> <th>R17</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第二中</td> <td>81</td> <td>86</td> <td>63</td> </tr> <tr> <td>伯太中</td> <td>119</td> <td>99</td> <td>54</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">(人)</p>		R5	R11	R17	第二中	81	86	63	伯太中	119	99	54
	R5	R11	R17										
第二中	81	86	63										
伯太中	119	99	54										
<p>再編の理由</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「協働的な学び」を充実させるため、学級内でペア・グループ等の集団で学習活動が必要である。2校が1校になることで学習活動が充実する。 ・二中は、R5年度で各学年20人から30人でありクラス替えがなく今後もこの状況は続くと考えられ、R17年度にはさらに全校生徒が60人程度になる見込みである。 ・伯太中は、R5年度で各学年30人から40人台でありクラス替えがない学年もあり今後もこの状況は続くと考えられ、R17年度には各学年20人程度になる見込みである。 ・教科担任の兼務を解消する必要がある ・部活動の選択肢が増える可能性がある。 												
<p>施設の考え方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・場所を選定し、新設する方向で検討する。 												

8. 今後の進め方

適正配置の実施に向けては、行政・地域・家庭が一体となって十分な協議を行い、理解を得ながら進めていくことが重要です。また行政では、教育委員会と市長部局が連携し取り組んでいくことが重要です。

今後の進め方として、図表 30 にあるように、市民の方に協力をいただきながら、教育委員会と連携して進めていくことが重要であり、基本計画に基づき、校区ごとの個別の計画となる「小中学校適正配置実施計画（以下、実施計画）」を策定し、再編に取り組んでいきます。

図表 30 基本計画から実施計画へ



合意形成のための地域協議体と開校のための学校準備会は、再編対象となる校区の保護者、地域の方及び学校関係者などにより、構成される組織となります。

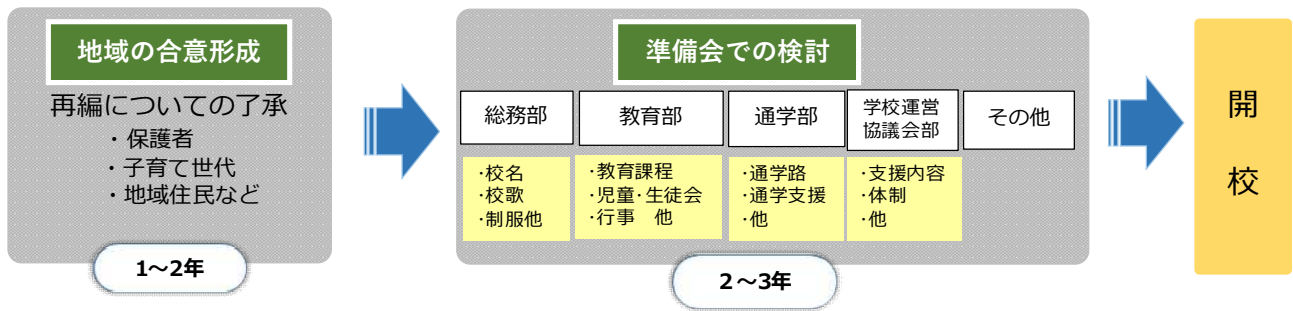
図表 31 にあるように、基本計画にて示す学校の再編について、地域の合意形成は必須であり、地元において再編について協議していく組織となる地域協議体の編成を進めていきます。合意形成まで、概ね1～2年を要するものと考えます。

合意形成がはかられた地域から順次進めていき、再編に伴う様々な事項を協議するため、再編の対象となる地域において、学校準備会を設置していきます。学校準備会では、校名や校歌、通学手段・経路、学校運営方針、PTA 活動等諸事項を、各部会で協議していくこととし、期間は概ね2～3年を要するものと考えます。

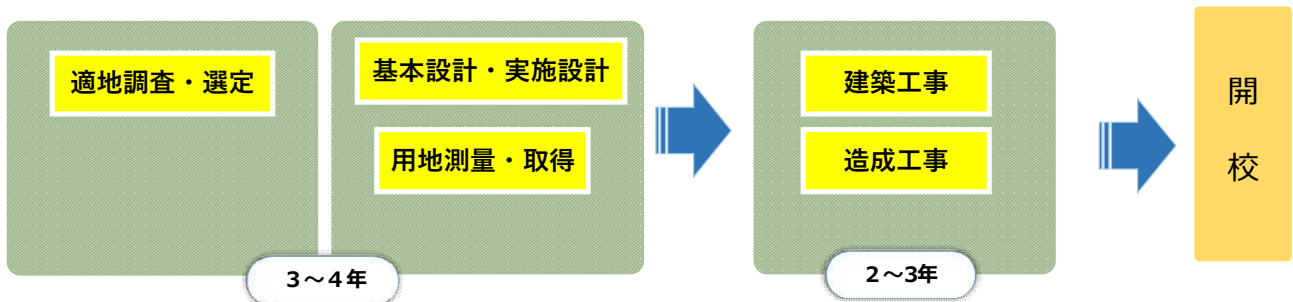
また、学校施設の新設、改修に向けては、教育委員会において、市長部局と連携を図りながら、専門的見地から調査、検討を進めていきます。

図表 31 今後の進め方

学校の再編までには、多くの手続きや準備が必要となります。



* 校舎整備について、土地を取得して新築する場合



* 改修の場合は、新設する場合に比べ期間を短縮して進めていきます。

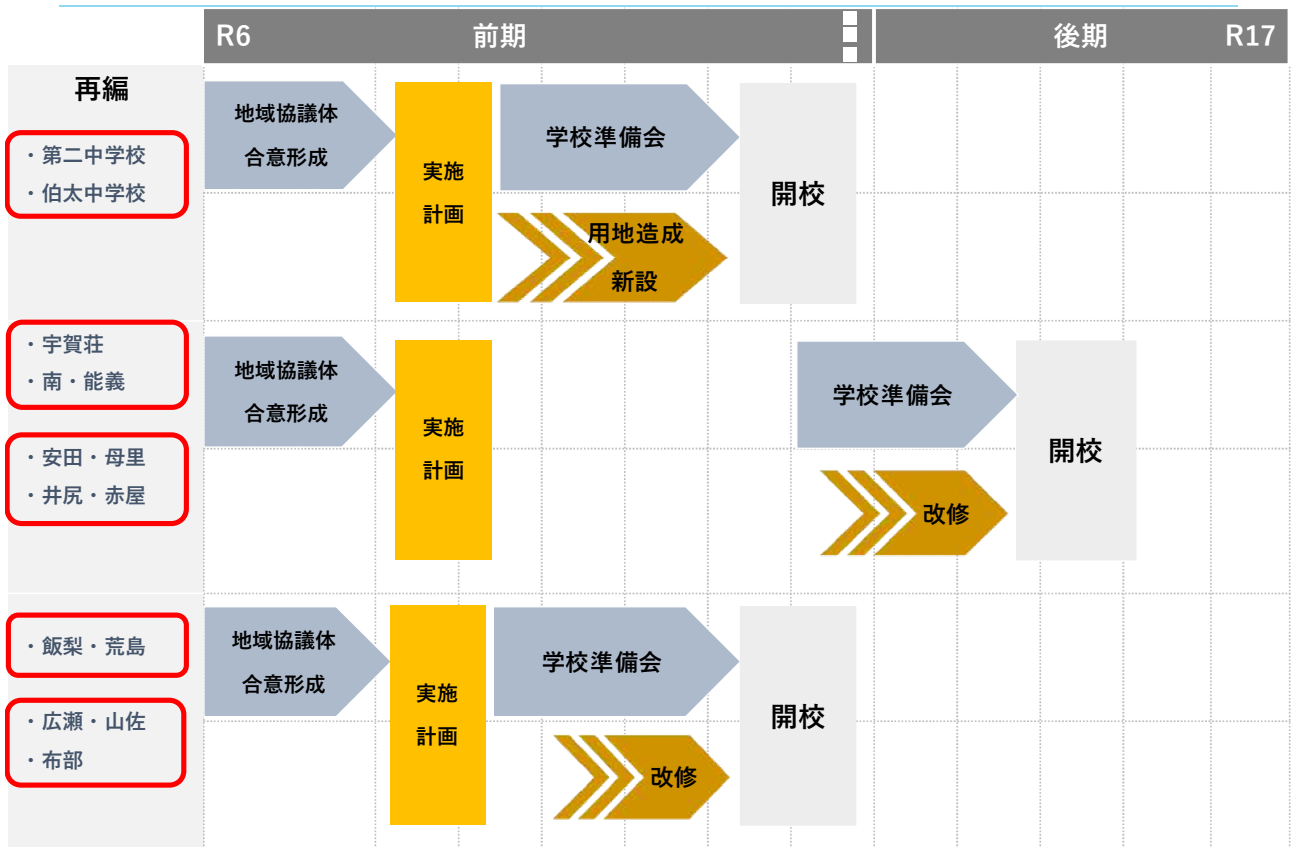
(安来市教育委員会作成)

再編となる校区ごとのスケジュールのイメージは、図表 32 のとおりです。

第二中学校と伯太中学校を再編する新設中学校を最優先に進めます。また、第二中学校校区及び伯太中学校校区にある小学校の再編については、準備会に携わる方々の負担を考慮し、新設する中学校の開校の進捗に併せて進めていく考えです。

飯梨小学校と荒島小学校の再編及び広瀬小学校、山佐小学校、布部小学校の再編については、中学校の再編等の影響がないことを踏まえ、速やかに進めていきます。

図表 32 校区ごとのスケジュール (イメージ図)



(安来市教育委員会作成)

9. 今後検討を要する事項

今後検討を要する事項として、以下の点があげられます。

(1) 第三中学校について

築年数が最長であり、近い将来大規模改修または建替が必要となると予想される第三中学校については、今後の生徒数の推移を注視し、引き続き検討します。

(2) 個別の調整について

これまでの検討の経過を踏まえ、答申を尊重し、計画期間内での見直しは基本行わない考えです。ただし、地元の要望や特段の事情が生じた場合には、部分的に個別の調整を行うこととします。

資料

各戸配布

安来市教育委員会からのお知らせ

子どもの **学び** と **育ち** を支える
教育環境 づくり

安来市立小中学校適正配置基本方針

を **策定** しました

安来市では小学校17校、中学校5校を設置しています。それぞれの学校は各地域で大切にされ、児童生徒、教職員、保護者、地域住民によって特色ある教育活動が展開されながら、よき伝統と校風が創られています。しかし、現在の子どもたちが成人する頃の社会は、急激な技術革新等により社会状況は大きく変化していると予測されます。そのため、育成すべき資質・能力を見据えたとき、学校の適正規模・適正配置の検討は喫緊の課題です。

安来市教育委員会では、次の世代を担う子どもたちにとってのよりよい教育環境づくりのため、令和4年2月に「安来市立小中学校適正配置基本方針」を策定しました。

令和4年度からは、「安来市小中学校適正配置審議会」を新たに設置して議論を進めていきます。

保護者の皆様、地域の皆様にもご意見を伺いながら、子どもたちの「学び」の充実と、健やかな「育ち」を考え検討していきますので、ご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。



安来市教育委員会
教育長 秦 誠 司

これからの進め方

令和4年度より安来市小中学校適正配置審議会を立ち上げ、基本計画を策定していきます。

基本計画の策定に当たっては審議会での議論はもとより、学校や交流センター等で保護者、地域の方へも説明の機会を持ち、意見交換をしていきます。また、市の出前講座でも説明に伺うことも考えています。

令和3年度は適正配置の基本方針を定めたところで、具体的な検討に入る校区や学校などはまだ決まっていません。今後、学校・家庭・地域・行政で、様々な意見を交換しながら、よりよい方向を皆様と共に考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

適正配置の進め方（基本方針より）

検討体制について

学校の再編を考えるにあたっては、行政だけでなく、児童生徒や保護者、地域の方などの関係者の理解と協力が非常に重要です。そのためには、以下の点に留意します。

- 十分な協議・期間を確保し順次進めていくこと
- 多くの保護者や地域の声が反映できる仕組みとすること
- 情報をきめ細やかに提供すること
- 行政、学校、地域が主体的に関わること

検討スケジュール



安来市の教育環境の現状と目指す学校教育

「生きる力」を育む教育の推進

安来市教育大綱で定める理念を目指し、主体的に学ぶ子どもの育成に取り組んでいます。知・徳・体のバランスのとれた成長を支えるため、幼児期から中学校まで、子どもの発達段階に応じた学習内容を整理し、身につけさせたい力や目指す子ども像を関係者が共有し、体系的な教育を進めていきます。また、特別な支援を必要とする子どもたちへの支援の充実を図るため、関係機関との連携を促進していきます。

安来市の学校教育



地域と連携・協働した学校教育

新学習指導要領で重視されている「社会に開かれた教育課程」の実現に向け、学校と地域の連携・協働のもとに、学校づくりと地域づくりを一体的に進め、地域全体で子どもたちの成長を支えていく体制の構築をしていきます。

安心して学習できる教育環境の整備

市内小中学校の施設については、老朽化が進んでおり、その対策が急務な状況です。校舎及び屋内運動場のうち、築後30年以上が55%あります。施設修繕や改修にかけられる単年度の予算には限りがあり、改善が追いついていない状況です。

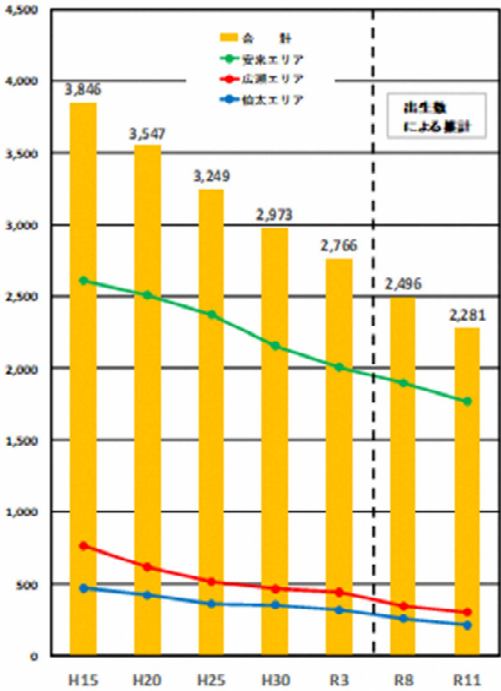
令和3年3月に策定した「安来市学校施設の長寿命化計画（個別施設計画）」に基づきながら、児童、生徒の安全、安心を最優先にし、快適な教育環境の整備について検討していきます。

安来市の実態に応じた規模・配置について

令和3年度の児童・生徒数の現状により、市内小学校17校の内、8校において複式学級があります。文部科学省手引きで、学校規模の標準学級数が設定されていますが、安来市では実態に応じ弾力的な運用を考慮しながら学級を設置しています。しかし、児童生徒数の今後の見込みから、児童が不在となる学年が増えるなど、学級数についてはさらに減少していくものと見込まれます。

[小中学校の児童生徒数推移]

区 域	H15	H20	H25	H30	R3	R8	R11
安来エリア	2,610	2,510	2,376	2,156	2,008	1,897	1,789
広瀬エリア	766	615	513	464	440	344	300
伯耆エリア	470	422	360	353	318	255	212
合 計	3,846	3,547	3,249	2,973	2,766	2,496	2,281



適正配置の基本的な考え方

4つの視点をもとに基本的な考え方を整理しました。
子どもの「学び」と「育ち」を中心に置いて検討を進めていきます。

令和の時代に
生きる子どもの
「育ち」「学び」
について

これまでも教職員、保護者、地域住民がそれぞれの役割を果たし、互いに連携して子どもたちの教育に関わっています。しかしながら、子どもたちの教育に携わっていた地域住民の高齢化や、児童生徒数の減少により教育活動に制限が生じるなど、教育環境の公平性に課題が生じています。安来市は、子どもたちに対して、学習機会の確保と基礎学力の保障はもとより、安来市の良さや特徴を活かしながら令和の時代に必要な「生きる力」を育む責務があります。

学校と地域との
協働について

学校の適正配置を考えるにあたり、地域との関係も大変重要な視点となります。安来市においては、現在ふるさと教育やキャリア教育、学習支援活動などで、多くの地域の方が学校の支援に入っています。新学習指導要領でも、「社会に開かれた教育課程」の実現にむけて、「地域とともにある学校」として運営をしていく必要があります。

学校施設の
整備・管理に
ついて

現在市内の学校施設は、老朽化が進行しており様々な修繕が継続的に発生しています。市内の児童生徒は、居住地にかかわらず、同じ教育環境で学ぶ権利があることから、環境改善に向けて施設整備を進めることが必要であると考えます。「安来市学校施設の長寿命化計画（個別施設計画）」にあるように、施設総量の適正化や学校施設の長寿命化の視点も加え、快適で安全な教育環境を確保することが必要であると考えます。

安来市の実態に
応じた規模・配置
について

人口推計の結果から、今後も児童生徒数は減少していくと見込まれることから、早急な検討、実施を進めること、また、将来を見据えた長期的な視点が必要であり、加えて、教育内容の量的、質的な充実を図るため、教育課程の連続性が重視されていることを踏まえ、小中一貫教育の推進を含めて検討していくことから、検討の対象は市内の全小中学校とします。

●適正規模について

- ・ 小学校は、1学年の児童数を10人以上とする単式学級を基本に検討する。
- ・ 地域の実態を考え、3年生以上の複式学級を編成する場合、グループ学習を考慮し、2学年の児童数の下限は10人を基本に検討する。
- ・ 中学校は、全学年でクラス替えが可能になるよう1学年2クラス以上を基本に検討する。
- ・ 中山間地域においては、画一的に基本的考えを適用するのではなく、上記の基本的な規模を縮小して検討するなど慎重に進める。

●適正配置について

- ・ 通学距離は、小学校で概ね4km以内、中学校では概ね6km以内とする。
- ・ 通学時間は、小中学校とも概ね1時間以内とする。
- ・ 遠距離通学では、交通手段の確保と支援策を検討する。



策定までの経過

令和2年度

「安来市総合教育会議」*で、学校配置の適正化について、教育方策の方向性を共有し、子どもたちが将来への夢や希望を育み、生きていく力をしっかりと身につけることができる教育環境を構築していくことを検討していくことを確認。



安来市教育政策推進会議（会長：作野広和
島根大学教育学部教授）より秦教育長へ提
言書が提出されました。（令和3年12月）

令和3年度

6月～12月

安来市教育委員会が小中学校の適正規模・適正配置について「安来市教育政策推進会議」へ提言を依頼。6回の会議を経て、12月に提言書が提出される。

＝提言のポイント＝

- 安来市が置かれた環境を活かした、**安来らしい教育**を展開すべき。安来市では、過去から連綿と続く歴史や文化に基づいた暮らしが営まれている。安来市の地域資源を活かし、地域課題を解決できるような人材を育成する教育が重要。
- 安来市の教育は学校だけが担うのではなく、地域の住民や組織など多様な主体が参画し、**「みんなで」教育を担う**必要がある。そのためには、地域の拠点である交流センターを核とし、学校教育、社会教育、地域づくりを一体的に展開することが期待される。
- 多様な子どもたちの実態に鑑み、一人ひとりの子どもたちに即した**個別最適な教育**を展開。そのためには、地域における大人たちの関わりも不可欠だが、子どもたち同士の関わりや、学習集団のあり方についての工夫が求められる。

11月・2月

「安来市総合教育会議」で「安来市教育政策推進会議」での議論や提言書をふまえ、基本方針について意見交換を行う。



2月

「安来市教育委員会」において、「安来市教育政策推進会議」の提言、「安来市総合教育会議」での意見交換等をふまえ、「安来市立小中学校適正配置基本方針」を決定。

*安来市総合教育会議

地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、市長と教育委員会が相互に連携を図りつつ、教育行政を推進していくための機関。

安来市総合教育会議。市長と教育委員会で学校配置について協議をしています。（令和3年2月、令和3年11月、令和4年2月）

【基本方針の構成】

はじめに

目次

1. 方針策定の趣旨
2. 安来市の小中学校の現状
3. 安来市が目指す学校教育と望ましい学習環境
 - (1) 「生きる力」を育む教育の推進
 - (2) 地域と連携・協働した学校教育
 - (3) 安心して学習できる教育環境の整備
4. 適正配置を検討するにあたっての考慮すべき事項
 - (1) 令和の時代に生きる子どもの「育ち」「学び」について
 - (2) 学校と地域との連携・協働について
 - (3) 学校施設の整備・管理について
 - (4) 安来市の実態に応じた規模・配置について
5. 適正配置に向けた基本的な考え方
 - (1) 令和の時代に生きる子どもの「育ち」「学び」についての視点
 - (2) 学校と地域との連携・協働についての視点
 - (3) 学校施設の整備・管理についての視点
 - (4) 安来市の実態に応じた規模・配置についての視点
6. 適正配置の進め方
 - (1) 検討体制について
 - (2) 地域との連携について
 - (3) スケジュールについて
7. 資料

「安来市立小中学校適正配置基本方針」は安来市ホームページに掲載しています。

<https://www.city.yasugi.shimane.jp/kura-shi/kyoiku/tekiseihaichi.html>



〈お問合せ先〉

安来市教育委員会 教育総務課

TEL:0854-23-3140

FAX:0854-23-3167

E-mail:kyoiku@city.yasugi.shimane.jp

○安来市内小中学校 児童・生徒数推移

(単位:人)

区域	学校名	H15	H20	H25	H30	R5	R11	R17	
安来	安来一中	477	497	478	486	446	431	321	
	安来二中	165	146	133	98	81	86	63	
	安来三中	212	192	186	208	154	128	88	
	十神小	415	366	349	342	348	351	282	
	社日小	305	279	266	241	168	127	105	
	島田小	176	195	191	135	159	132	103	
	宇賀荘小	87	59	44	33	44	38	31	
	南小	127	107	92	71	56	52	32	
	能義小	90	98	78	58	60	53	38	
	飯梨小	99	63	57	49	28	44	31	
	荒島小	219	243	223	175	164	113	92	
赤江小	238	265	279	260	234	150	104		
計		2,610	2,510	2,376	2,156	1,942	1,705	1,290	
広瀬	広瀬中	広瀬中	135	221	173	151	145	128	62
		比田中	44						
		山佐中	31						
		布部中	56						
	広瀬小	広瀬小	298	269	261	240	198	102	81
		宇波小	8						
	比田小	東比田小	15	43	30	36	23	19	12
		西比田小	51						
	山佐小	上山佐小	38	32	17	13	11	12	8
		奥田原小	15						
	布部小	西谷小	16	50	32	24	14	11	6
布部小		59							
計		766	615	513	464	391	272	169	
伯太	伯太中	162	151	122	109	119	99	54	
	安田小	96	102	104	101	74	50	37	
	母里小	110	85	69	85	65	49	32	
	井尻小	58	51	37	26	17	10	6	
	赤屋小	44	33	28	32	26	22	18	
計		470	422	360	353	301	230	147	
小学校計		2,564	2,340	2,157	1,921	1,689	1,335	1,018	
中学校計		1,282	1,207	1,092	1,052	945	872	588	
合計		3,846	3,547	3,249	2,973	2,634	2,207	1,606	

※学校基本調査(5/1現在)の数値に基づき作成した。R11以降については出生数等から推計した。

安教第48号
令和4年7月6日

安来市小中学校適正配置審議会
会長様

安来市教育委員会
教育長 秦 誠司

諮問書

安来市小中学校適正配置審議会条例第2条の規程により、次の事項について諮問します。

○諮問事項

安来市立小中学校適正配置基本計画（案）策定について

- ・基本方針に基づく適正配置のあり方について
- ・基本的な進め方及び計画期間について
- ・具体的な取り組み方策について

○諮問理由

市内の学校は各地域で大切にされ、児童生徒、教職員、保護者、地域住民によって特色ある教育活動が展開されながら、よき伝統と校風が創られています。しかし、現在の子どもたちが成人する頃の社会は、急激な技術革新等により社会状況は大きく変化していると予測されます。そのため、育成すべき資質・能力を見据えたとき、学校の適正規模・適正配置の検討は喫緊の課題です。

安来市教育委員会では、次の世代を担う子どもたちにとってのよりよい教育環境づくりのため、令和4年2月に「安来市立小中学校適正配置基本方針」を策定しました。

今後は、基本方針を踏まえた基本計画の策定を検討していく必要があります。

以上のことから、本市の小中学校の適正配置について、諮問いたします。

○安来市小中学校適正配置審議会条例

令和4年3月23日
安来市条例第6号

(設置)

第1条 安来市立小学校及び中学校(以下「小中学校」という。)における教育の充実及び教育環境の整備を図るため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、安来市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の附属機関として、安来市小中学校適正配置審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 審議会は、教育委員会の諮問に応じ、小中学校の適正配置に関する重要事項及びその他教育政策について調査し、及び審議し、その結果を教育委員会に答申する。

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 小中学校の児童又は生徒の保護者を代表する者
- (2) 小中学校の校長
- (3) 社会教育関係団体の代表者
- (4) 識見を有する者
- (5) 公募により選出した者

3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長1人及び副会長1人を置き、委員のうちから互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第6条 審議会は、その審議上必要があると認めるときは、審議に関係のある者の出席を求めて意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

○安来市小中学校適正配置審議会 協議内容

	時期	会議内容	説明会(教委)
第1回	R4 7/6 (水)	概要説明 委員紹介 会長及び副会長選出 諮問 説明 1. 安来市小中学校適正配置基本方針 2. 小中学校適正配置基本方針の説明会 意見交換	PTA ブロック説明 (5箇所) 学校別説明(随時) 地域別説明(随時) 出前講座 (申し込みによる)
第2回	8/10 (水)	説明 1. 安来市の小中学校の現状 ・第2期安来市教育大綱 ・安来市内小中学校 学級数の状況 ・安来市内小中学校 児童生徒数の推移 ・安来市内小中学校の配置図 2. 令和の時代に生きる子どもの「育ち」と「学び」について 意見交換	開催： 52回 参加者： 1,162名 アンケート回収： 1,058件
第3回	8/31 (水)	説明 1. 学校と地域との協働についての視点 ・目指す学校教育と望ましい学習環境 ・これからの学校と地域の協働の在り方 2. 人口動態について ・過去3カ年の人口動態 意見交換	
第4回	9/20 (火)	説明 1. 学校施設の整備・管理についての視点及び安来市の 実態に応じた規模・配置についての視点 ・学校施設の整備・管理についての視点及び安来市の 実態に応じた規模・配置についての視点 ・安来市学校施設の長寿命化計画(個別施設計画) 2. 学校の運営経費について 3. 今後の予定について 意見交換	

	時期	会議内容	説明会(教委)
第5回	10/28 (金)	<p>説明</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 基本計画の骨子(案) 2. 検討課題について 3. 交流センターを核とした地域のあり方検討について <ul style="list-style-type: none"> ・義務教育学校 ・小規模特認校 ・分校 ・学校運営協議会及び共育協働活動事業 4. 説明会での意見、質疑の報告について 5. 大学との連携事業の報告について <p>意見交換</p>	
第6回	11/18 (金)	<p>説明</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 交流センターを核とした地域づくりのあり方検討委員会の現在までの状況説明 2. 学校間の距離について 3. 第5回審議会分科会意見交換より <p>意見交換</p>	
講演会	12/18 (日)	<p>演 題：みんなで考えよう！</p> <p>「安来の子どもたちと安来市小中学校の未来」 ～適正配置を見据えて～</p> <p>会 場：安来市総合文化ホール アルテピア</p> <p>講演者：作野広和</p>	
第7回	12/20 (火)	<p>説明</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 分科会の報告について 2. 大学との連携事業の報告について 3. 基本計画骨子(案)について 4. 安来市小中学校適正配置基本計画の策定に向けた確認事項と検討の進め方 <p>意見交換</p>	
第8回	R5 2/1 (水)	<p>説明</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 交流センターを核とした地域づくりのあり方検討委員会の報告について 2. 各地区の説明会での意見集約 3. 安来市小中学校適正配置(会長私案) <p>意見交換</p>	

	時期	会議内容	説明会(教委)
研究 報告会	3/5 (日)	報告内容：学校と地域の関係を考える 会 場：伯太中央交流センター わかさ会館 報 告 者：作野広和、小野真誠	
第9回	3/22 (水)	説明 1. 安来市小中学校適正配置審議会 予定表 2. 安来市小中学校適正配置 検討資料 3. 安来市内小中学校 学級数の状況 4. 各地区説明会 意見集約 意見交換	
事例 地区 報告会	3/22 (水)	報告内容：事例地区報告会 会 場：布部交流センター 報 告 者：作野広和、小野真誠	
意見 交換会	4/18 (火)	意見交換会 会 場：赤屋交流センター	
	4/25 (火)	会 場：布部交流センター 説明者：作野広和	
第10回	4/28 (金)	説明 1. 安来市小中学校適正配置審議会 委員名簿 2. 答申に向けた適正配置の考え方 3. 答申 骨子 (案) 4. 安来市小中学校適正配置 検討 (再編案) 5. 安来市内小中学校 学級数の状況 6. 赤屋、布部地区住民説明会意見交換【資料6】 意見交換	
意見 交換会	6/16 (金)	意見交換会 会 場：安来市防災研修棟	
	6/17 (土)	会 場：伯太中央交流センター 会 場：広瀬中央交流センター 説明者：作野広和	
第11回	7/7 (金)	説明 1. 安来市小中学校適正配置 検討資料 (審議会案) 2. 安来市内小中学校 学級数の状況 3. 安来市小学校・中学校配置図 4. 意見交換会の状況報告 5. 答申 (案) の検討 意見交換	

	時期	会議内容	説明会(教委)
第12回	8/21 (月)	説明 1. 安来市小中学校適正配置基本計画(答申) 2. 安来市小中学校適正配置審議会 答申(案)に対する委員意見 意見交換	
答申	8/30 (水)	教育長へ審議会として答申	

○安来市小中学校適正配置審議会 委員名簿

資料 6

NO	区分	所属	氏名
1	保護者を代表する者	安来市PTA連合会 ~R4.12.31	上田 裕太
	保護者を代表する者	安来市PTA連合会 R5.1.1~	内田 成人
2	保護者を代表する者	安来市PTA連合会	田邊 憲明
3	保護者を代表する者	安来市PTA連合会	加藤 寛通
4	保護者を代表する者	安来市PTA連合会	恩田 集司
5	保護者を代表する者	安来市PTA連合会 【副会長】	川上 通子
6	小中学校の校長	安来市小学校長会	江戸 宣文
7	小中学校の校長	安来市中学校長会	原 義昭
8	社会教育関係団体の代表者	安来市社会教育委員	大西 啓治
9	社会教育関係団体の代表者	安来市交流センター連絡協議会	奈良井 文治
10	社会教育関係団体の代表者	安来市交流センター連絡協議会	中尾 美樹夫
11	社会教育関係団体の代表者	安来市交流センター連絡協議会	本山 禎彦
12	社会教育関係団体の代表者	安来市交流センター連絡協議会	北川 正幸
13	社会教育関係団体の代表者	安来市交流センター連絡協議会	小松原 克己
14	識見を有する者	島根大学 【会長】	作野 広和
15	識見を有する者	安来市教育支援センター	米田 健
16	識見を有する者	安来市小中学校教頭会	池田 さゆり
17	識見を有する者	前教育政策推進会議委員	田淵 秀喜
18	識見を有する者	安来市共育協働活動推進事業 地域コーディネーター	伊達 紗由里
19	公募により選出した者		板垣 学
20	公募により選出した者		福井 香衣

【事務局】

NO	所属	氏名
1	教育長	秦 誠司
2	教育部 部長	原 みゆき
3	政策推進部 部長 ~R5.3.31	宇山 富之
4	政策推進部 次長 R5.4.1~	池上 孝順
5	教育部教育総務課 課長	遠藤 浩司
6	教育部学校教育課 課長 ~R5.3.31	三保 貴資
	教育部学校教育課 課長 R5.4.1~	樁 英隆
7	政策推進部地域振興課 課長 ~R5.3.31	石井 美佐子
	政策推進部地域振興課 課長 R5.4.1~	細田 浩
8	教育部教育総務課 係長	青戸 かおり
9	教育部学校教育課 係長	佐伯 由里子
10	政策推進部地域振興課 係長	渡邊 悟史
11	教育部教育総務課 主任 ~R5.3.31	森脇 卓哉
	教育部教育総務課 主幹 R5.4.1~	田中 絵理子
12	教育部教育総務課 主任 ~R5.3.31	岩見 佳奈子
	教育部教育総務課 主任主事 R5.4.1~	浅間 孝敏

